

## 総務委員会会議録

日時 令和7年10月6日(月) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時22分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔  
副委員長 飯島 力男  
委員 望月 勝 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜  
笠井 辰生 名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子  
人口減少危機対策本部事務局次長(人口減少危機対策課長事務取扱) 河合 秀樹  
総合県民支援局長 小澤 清孝  
こども・次世代統括官(総合県民支援局理事兼職) 小澤 理恵  
多様性・働き方統括官(総合県民支援局理事兼職) 山岸 ゆり  
総合県民支援局次長 篠原 孝男 総合県民支援局次長 中村 直樹  
男女共同参画・多様性推進課長 古屋 明子  
子育て・次世代サポート課長 小林 秀一 こども福祉課長 依田 勇人  
まなび支援課長 三科 吾諭子 働く人・働き方支援課長 奈良 知也  
県民生活支援課長 功刀 美奈子 パスポート室長 雨宮 康  
防災局長 河野 公紀 防災局次長 渡辺 一秀  
富士山火山防災監(火山防災対策室長事務取扱) 矢野 久  
防災危機管理課長 中嶋 正樹 消防保安課長 長坂 寿彦  
労働委員会事務局長 望月 等 労働委員会事務局次長 藤森 淳  
  
高度政策推進局長 小林 徹 高度政策推進局次長 小林 孝恵  
高度政策推進局次長(秘書課長事務取扱) 鎌田 秀一  
高度政策推進局次長(広聴広報監事務取扱) 羽田 勝也  
政策調整グループ政策参事 小俣 滋  
高度政策企画イニシアチブ高度政策推進監 依田 清臣  
新価値・地域創造推進局長 斉藤 由美  
富士山未来・次世代交通統括官(次長事務取扱) 和泉 正剛  
山梨ブランド・国際戦略統括官(次長事務取扱) 眞田 健康

知事政策補佐官 宮崎 和也 新価値・地域創造推進局次長 宮下 つかさ  
新価値・地域創造推進局技監 五味 勇樹 新価値・地域創造推進局技監 櫻田 学  
山梨・富士山未来課長 栗田 研二 新事業・地域ブランド課長 勝俣 秀文  
国際戦略・自然首都圏推進課長 石田 幸司  
リニア・次世代交通推進課長 有須田 遥華 地域エネルギー推進課長 浅川 豪  
DX課長 堀内 由加子 統計調査課長 平賀 貴久子

公安委員会委員長 飯室 元・ 警察本部長 仲村 健二  
警務部長 柴田 純 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘  
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明  
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智  
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男  
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉  
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁  
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 交通規制課長 戸澤 智和  
警備第二課長 海野 洋士 地域課長 三森 美保 捜査第二課長 安井 真  
組織犯罪対策課長 樋川 光亮 運転免許課長 福島 直樹

総務部長 関口 龍海 総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治  
働きやすい職場づくり支援室長 矢ノ下 健司 職員厚生課長 大沼 純一  
財政課長 岩間 勝宏 税務課長 森山 和紀 資産高度利用推進課長 瀧口 努  
庁舎管理室長 高山 尚己 行政法務課長 水上 和彦 市町村振興課長 清水 康太  
財政企画室長 天野 陽子 北富士演習場対策課長 渡辺 稔文  
会計管理者 入倉 由紀子 出納局次長（会計課長事務取扱） 清水 信一  
管理課長 石合 晃 工事検査課長 井出 明彦  
人事委員会事務局長 古屋 登土匡 人事委員会事務局次長 川崎 健司  
監査委員事務局長 保坂 一郎 監査委員事務局次長 村田 勝秀  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

#### 議題（付託案件）

- 第 89 号 山梨県防災会議条例中改正の件
- 第 90 号 山梨県個人番号の利用等に関する条例中改正の件
- 第 91 号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件
- 第 92 号 山梨県県税条例中改正の件
- 第 96 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

- 請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて
- 請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第7－3号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第5－8号、請願第6－4号、請願第6－5号については継続審査すべきもの、請願第7－3号については採択すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、警察本部関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時36分まで人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩を挟み、午後1時から午後2時41分まで高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、休憩を挟み、午後2時54分から午後3時10分まで警察本部関係、休憩を挟み、最後に午後3時24分から午後4時22分まで総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第 89 号 山梨県防災会議条例中改正の件

質疑

名取委員 委員を5名から10名以内へと増員するという条例改正ということで、改正の内容では自主防災組織を構成する者または学識経験者などがありますが、こういった分野の方を特に増やしたいといったことはあるのでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 現在のところ、具体的には、女性であるとか、外国人、高齢者、子供などの多種多様な知見を持つ委員から御意見を頂きたいと考えておりますので、そうした方々の団体の代表の方に参加をお願いしたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 96 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（特定不妊治療費等助成事業費について）

飯島（力）副委員長 課別説明書、県民2ページのマル新、特定不妊治療費等助成事業費について、何点か伺います。

最初に、不妊治療に関する調査結果を踏まえて、治療費の助成拡充を行うということですが、今回の助成拡充によって不妊治療に対する経済的支援はどのように広がるのか伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 県では、不妊治療が保険適用になりました令和4年4月以降も、不妊症や不育症に関する検査費用のほか、先進医療の治療費につきまして助成を行ってきておりますが、今回の実態調査によりまして、特に保険適用外の治療に対する経済的負担が大きいことが分かりました。

そこで、保険適用の回数や年齢を超えた治療費や、保険診療と保険適用外の治療の併用により、全額自己負担となる治療費に対しまして、新たに助成を行うこととしております。これによりまして、これまで年齢制限や経済的な理由から不妊治療を断念せざるを得なかった方に対しまして、治療の選択肢が広がり、支援が大きく広がるものと考えております。

飯島（力）副委員長 次に、今回、治療費の助成を拡充することで経済的な支援が大きく広がることは分かりましたが、それ以前の段階での支援も欠かせないと考えますが、不妊に悩む方々への相談対応について、県ではどのように取り組んでいるのかお伺いします。

小林子育て・次世代サポート課長 県では、不妊不育専門相談センター「ルピナス」を平成16年度に開設をしております。電話やメール、面接などによりまして、医師や助産師、心理士に、不妊症の検査や治療、それから医療機関や費用などにつきまして相談をしながら、精神的なサポートを受けられる体制を整備しております。

また、令和5年の9月からは、より気軽に相談できるように、SNSを利用したオンライン相談を開始しまして、妊娠や出産、不妊・不育などに関する悩みを24時間365日相談できる環境を整備しております。

そのほか、保健福祉事務所に開設をしております女性健康相談におきましても、女性

に関する幅広い相談に対応するなど、重層的な相談体制を取ってございます。

飯島（力）副委員長 最後に、治療を受ける本人への直接支援も重要ではありますが、治療を受けやすい職場環境を整えることも大事であると考えます。今回の補正予算に不妊治療と仕事の両立支援事業費を計上していますが、取組の内容について伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 少子化が進行する中で、働く方が安心して不妊治療に取り組める環境を整備することは、社会全体の持続可能性を高めるとともに、企業にとっても人材の定着や多様性の尊重につながる重要な取組であると考えております。

そこで、今回、新たな取組としまして、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境づくりに取り組む企業を、国が認定する制度である「くるみんプラス」の取得を支援してまいります。

具体的には、不妊治療と仕事の両立を支える職場環境づくりを促進するために、不妊治療のための休暇制度の導入を含む両立支援制度の構築のほか、社内啓発や相談体制など、両立に向けた職場環境づくりを全面的にサポートしてまいります。

桐原委員 課別説明書の県民の2ページのマル新の特定不妊治療費等助成事業費について、少し別の観点から伺います。

現在、山梨県では、不妊治療における先進医療について、既に助成しているということ承知しておりますが、どのような内容なのかお尋ねします。

小林子育て・次世代サポート課長 不妊治療における先進医療に対する支援につきましては、令和5年度から助成を行っておりますが、内容としましては、保険適用で実施される体外受精などの特定不妊治療と併用して、自費で行う先進医療の費用を助成するものでございます。助成金額は、補助率10分の7、1回当たり21万円を上限としておまして、助成の回数は不妊治療の保険適用の回数に合わせまして、40歳未満は6回まで、40歳以上43歳未満は3回までとしております。

桐原委員 ちなみに、申請件数というのはどのくらいあるものですか。

小林子育て・次世代サポート課長 申請件数につきましては、令和5年度につきましては申請の受付が9月からでしたので88件でしたけれども、令和6年度につきましては182件の申請がございました。

桐原委員 この数字が大きいのか少ないのかはいろいろな観点から考え方がありますが、先進医療についても年齢や回数に制限があるということでありましたが、こちらについても助成を拡充すれば経済的な大きな支援、子供を持ちたい家庭に支援になると思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 今回の補正予算におきましては、保険適用の回数や年齢を超えて行う特定不妊治療に対する助成費用を計上しているところですが、その特定不妊治療と併用して行う先進医療につきましても、新たに助成を行うことといたします。

なお、必要な経費につきましては、既定の予算で対応してまいります。先進医療につきましても、経済的支援の拡充を図ることによりまして、より多くの方を支援していきたいと考えております。

桐原委員 先進医療の自己負担部分について、早い段階で今回の予算が通ったら新たな支援になるわけですが、この部分に関しても明確に何回までとか、金額が幾らということをごまかす間に合うようにしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(賃金アップ環境改善事業費補助金について)

志村委員 賃金アップ環境改善事業費補助金の4億8,000万円の関係で少し確認ですが、この予算がなくなってきたので、また追加でという御説明だったかと思うのですが、最初にスタートしたのは昨年度でしたか。事業のスタートのところから確認で振り返って教えていただけたらと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 今回補正予算をお願いしています賃金アップの補助金につきましては、令和7年2月補正で国の経済対策の交付金を使って計上させていただいて、それを繰越明許費で繰り越して、本年4月から執行しているところでございます。

志村委員 令和7年2月補正だったのですね。ということは、もうスタートしてかなり申請もあってということですが、今回は財源が県費ということになっているので、国の交付金ではなくて、全額県費でという理解でよろしいでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長 現時点での財源は県単になっておりますけれども、こちらは速やかに企業の賃上げや生産性向上を支援したいということで今回計上したところではあります。御存じだと思うのですが、国が骨太の方針で、国の目安を超えて賃上げをした都道府県に対しては重点的な支援を交付金とするというところがございます。情報がまだ全く来ていないのですが、こちらの交付金が使えて、財源の振替が可能であれば検討していきたいと考えております。

志村委員 後から充てられるという期待も込めて、多くの県内の事業者にも補助が拡充していくといいのかと思いましたが、具体的にこれまで補助対象となった設備投資やコンサルティング、環境整備といったものは、具体的にどのようなものがあるのか、少し事例を挙げていただきたいと思っております。ホームページでは、ノートパソコンの購入や食器洗浄乾燥機、リフト付福祉車両、それから、宿泊の場合には接客用マニュアルの作成というのがありますけれども、それが今どのようなものがあるのか御紹介していただけたらと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 現在、たくさん申請を頂いております。産業別では、医療福祉や宿泊飲食サービス、製造業などの申請が多い中ですけれども、個別の事例を幾つか紹介させていただきますと、拡大コースで、宿泊業では食材用エレベーターや温冷の配膳車など、飲食業では、セルフオーダーシステムや発券機、食器洗い洗浄機であったり、製造業では、自動的にラベルを貼る機械やより精密な切り盤であったりという事例がございます。環境改善コースでは、休憩スペースを新たに導入したり、エアコンを高性能のものにしてみたり、トイレを改修したり、増設したりという事例が出ております。

志村委員 この補助をして賃金アップしていただくということになるのですが、今後、効果が現れて賃金アップが続けばなおいいでしょうけれども、今回賃金アップして、その後の推移というか、事業者の経営内容をどのように見ていくかというところまで、この補助事業はフォローしていくのかどうか。少なくとも、補助金を交付して、その後、経営が立ち行かなくなるということはないと思いますけれども、3年ぐらいは見ていくのか、補助対象事業者の経営状況をどのように担保していくのか。やっぱり1,000万円以上の補助という事例もありますので、そのところは補助金を交付して終わりになってもいけないのかなと感じますけれども、どのようなお考えなのか。一応、書類をいろいろ出していただくので、そこで判断するというのが基本なのかもしれませんけれども、その後の経営状況をどうフォローしていくのか確認させてください。

奈良働く人・働き方支援課長 この補助金の中でそういう後のフォローをするという仕組みまでは設けておりませんが、当課で働き方改革アドバイザーなどのプッシュ型で、企業を常に訪問している職員がおり、補助金の申請に携わったり、また、相談を受けたりというところもございますので、その後のフォローは、そのアドバイザーがやっていきたいと思っておりますし、産業政策部にも伴走支援的な事業が各種ございますので、補助金を受けて、その後、県として何もフォローしないということでは決してないと御理解いただければと思っております。

志村委員 産業政策部でも今回、同じような補正のメニューがあって、こちらでもそうですけれども、豊かさ共創スリーアップ実践企業の認証取得あるいは取得予定の企業ということも一応何か書かれているので、豊かさ共創スリーアップ実践企業だということで、そこに認証を受けているというところが一つポイントなのかなと思います。スリーアップ企業であるというところから経営もフォローしていくと念頭には置かれていると思うのですが、必要なことかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

一つの事業者で複数事業所を持っているという場合でも対象になっているのですか。一つの企業が例えばレストランと支店をやっている、それぞれから補助の申請が来ていて、両方に交付しているという事例もあるのですが、そこはよいのですか。そこは認められている範囲内ということですか。

奈良働く人・働き方支援課長 先ほどのスリーアップのところは産業人材課が所管しておりますので、委員がおっしゃるように、スリーアップの認証が取れば、そこは県としてしっかり一緒にやっていくということになります。

質問にありました、同じ会社で事業所が分かれていたり、部門が分かれているというところについては、上限額は例えば1,000万円なら1,000万円で、A部門とB部門で500万円と800万円であれば、そこは1,300万円になってしまいますので、上限の1,000万円というところは一つの事業所で上限になってしまいますけれども、先ほどおっしゃった事例が申請できないということではないと御理解いただければと思います。

渡辺（大）委員 今の志村委員のところの一つ関連というか、気になったところがありまして、事業内容のコンサルティングですけれど、コンサルティングはすごく幅が広いと思うのです。例えば、設備投資をして、その設備がうまく稼働するためのコンサルなのかとか、この業務改善は売上げを向上させることも一つの業務改善だと思うのですけれど、そういうコンサルも入るのか、どこまでを意識しているか、もしある程度あれば少し教えてほしいと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 委員がおっしゃったように、コンサルティングは非常に概念が広いと思いますけれども、企業の生産性向上や職場環境の改善に資するコンサルティングであれば、それがこの会社の業務改善であったり、働く環境がよくなるという部分は、しっかり申請書類をチェックさせていただいているところです。今、明確なお答えができなくて申し訳ありませんが、生産性向上、職場環境改善という観点で資するコンサルティングであれば、幅広に見るという観点でやっております。

名取委員 私も県民4ページの賃金アップ環境改善事業費補助金について伺います。  
まず、今回の予算で、おおむねどれぐらいの助成件数を見込んだ予算となっているでしょうか。想定した予算になっているでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長 今回、好評である拡大コース、職場環境改善コース及び申請のサポート、この3つのコースの増額をしておりますけれども、3つのコース、合計で270件程度を想定しております。

名取委員 本会議でも指摘をしたのですが、これまでの支援実績も合計で647件ということで、県内企業に比すると2%弱という指摘をさせていただきました。今回も270件ということで、県内の中小・零細企業全体に対してという点では非常に不十分だと思うのですが、事業化するに当たってどういう考えでこの事業を組み立てているのか。件数を目的にして予算を立てているのか。それとも、この使える金額でというところで行っているのか。その考えを教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 金額と件数、両方のバランスを取って予算計上していると考えておりません。

名取委員 最初からどれくらいの企業が残っていて、そういうところにどう手だてを打っていくのか、こういうものが見えないのです。270件ということであっても、やっと2%行くかどうかだと思うのですけれど。だから、その事業化というのが非常に不透明というか、計画がないと感じるのです。もう一度、そういったところを検討されたのか、答弁を求めます。

奈良働く人・働き方支援課長 企業が数万社ある中で、委員がおっしゃるように、確かにまだ使える企業は少ないかもしれませんが、これまでずっとこの補助金もやっておりますので、累計ではそれなりの多くの企業の生産性向上等に寄与していると自負をしております。

公平に中小企業であれば、どの企業でも申し込んでいただける補助金になっており、一生懸命考えていただき応募していただきたいと思います。特に件数が少ないというところは、やはり予算の限りがありますので、その中で我々として、今、財源もまだ交付金が見えない中で精いっぱい計上したというところでございます。

名取委員 どの企業でもとおっしゃいましたけれども、やっぱり設備投資で5分の1の自己負担の金額があるわけですから、利益が上がっていて、そういうものにお金を出せる企業しか手を挙げられないということだと思うのです。どの企業でもないです、それは。そういうところが、現状、企業が一番苦しんでいる部分だと思うので、そういう意味でも、この事業の再検討は必要だと思います。全く無意味とは言いません。ただ、今指摘したような部分についてもっと検証していくし、必要な予算をもっとつける必要があるし、どうやったら対象が増えるのかということを検討してほしいと思います。

もう一点、今回、予算が4億8,000万円ということです。先ほど説明のあった2月補正の段階で予算は約7億円です。知事が説明要旨で、従来水準の生産性向上の努力だけでは十分と言えませんがわざわざおっしゃったわけですが、7億円から4億円に減らしてしまって、従来どころか、そこにも及ばないと思うのですけれども、その考えを教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 当該補助金は4億8,000万円の増額になりますけれども、産業政策部の再エネ・省エネ補助金は19億円の増額というところで、全体としてはDXの補助金等も含めて県として可能な限りやっているとっております。こちら、先ほどの繰り返しになりますけれども、県単でございますので、また、国が支援をするといってもまだその全貌が全く見えない中で、いろいろなことを考えてバランスを取っての予算計上と理解いただければと思います。

(ワークサポートケアマネジャー養成事業費補助金について)

藤本委員 県民4ページで、労働福祉費の仕事と家庭の両立支援事業費の2点目のマル新、ワー

クサポートケアマネジャー養成事業費補助金についてお伺いします。

私、介護ヘルパーになりまして25年を迎えますが、現場では多くの方が仕事と介護の両立に苦労している姿を見てきました。先日も見ました。その中で、企業として、より柔軟な勤務制度を整えることで、従業員が安心して介護と向き合える環境をつくることができると感じました。

先ほど御説明の中で、この事業は介護離職を防ぐため、仕事と介護の両立に関する専門人材の養成に向けた取組に対して助成すると述べられましたが、具体的にどのような事業なのかお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 ワークサポートケアマネジャーは、日本介護支援専門員協会の認定資格であり、介護と仕事の両立支援を行う専門人材であります。この資格を取得するためには、ケアマネジャーの資格や実務経験などの要件を満たした上で、協会が実施する養成研修を受講する必要があります。まだ4年目の新しい制度であり、県内の資格取得者は4名のみという状況の中で、介護離職ゼロ社会の実現を目指す上で、まずはこのワークサポートケアマネジャーを県内に増やすことが必要と考え、今回、この養成研修の受講料に対して助成を行う事業となります。

藤本委員 県内で4名ということで、ぜひ1人でも多く資格の取れる方を増やしてもらいたいと思いますが、これからの介護は、御承知のとおり、特定のプロの方や専門家の方だけではなく、職場や地域でお互いに支え合っていくことが望まれます。できることをお互いに交換するという視点から、この補助対象の研修は、介護離職を防ぐため、介護に関する情報や相談体制を職場内や地域と連携して整備する取組につながると認識してよいのかお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 県内企業において、介護と仕事の両立支援の取組があまり進んでいない中で、このワークサポートケアマネジャーが増え、企業と契約して活用が進むことで、職場や地域と連携した体制整備につながると考えております。

藤本委員 地域丸ごと介護と福祉を支える社会の実現のためには、仕事と介護を両立していけるよう、経済的な支援とともに、専門人材の養成も必要だと改めて感じました。この事業によって、企業や行政も制度の周知だけでなく、実際に利用できるように寄り添ったサポート体制を強化していくことを強く望みますが、今後の展開についてお伺いしまして、質問を終わります。

奈良働く人・働き方支援課長 ワークサポートケアマネジャーは、個々の企業においてアドバイスや社員向けセミナーの実施だけでなく、社員の個別支援にも対応していくため、制度の周知だけでなく、実際に社員に寄り添った支援も可能となります。また、ワークサポートケアマネジャーを含め、突然介護に直面した方々に寄り添い、必要な支援につなげる伴走支援体制の構築に向けた検討も現在進めているところでございます。

(新たな就職支援サイト活用促進事業費について)

笠井委員

では、県民の6ページ、少しお尋ねをさせていただきます。新たな就職支援サイト活用促進事業費で、新しい就職支援サイトのPRをするということで予算計上されていますが、現状の就職支援サイトを確認しましたところ、SNS等も用意されていますし、この補正予算がどのように使われるのかということ詳しく教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 委員がおっしゃるとおり、既存のサイトに関連したSNSもございます。こちらのSNSでの周知をまずはしっかりと行って、既に県のサイトを利用している方を新たなサイトへ確実に誘導し、登録につなげることをまず第一にやっていきたいと考えております。

今回のこの事業は、既存のSNSでは情報が届かない方々、つまり、今、山梨県のサイトに接していない方、さらに言えば、現時点で本県の就職希望度があまり高くない方をターゲットにしていきたいと考えております。そのような方々を新たなサイトへ誘導するような周知・広報を行うものとなります。

県内企業の人材確保が一層難しくなることが見込まれる中で、県内就職の顕在層だけでなく、潜在層をどれだけ取り込めるかが重要であると考えております。複数の手法を組み合わせ、工夫しながら進めていきたいと考えております。

笠井委員

複数の手法をもう少し詳しく教えていただければと思います。

奈良働く人・働き方支援課長 主に3つの手法を組み合わせたいと考えております。

1つ目が、検索サイトで「山梨県 就職」などと県内就職に関連するキーワード検索を行った学生に、県の新たなサイトの広告を表示する方法が一つになります。

2つ目は、民間の就職支援サイトと連携をいたします。特に山梨県に関係なく、民間のサイトを訪れた学生に、県のサイトの広告や県のサイトへの登録画面そのものを表示するという連携が図れるものです。この方法が2点目となります。

3点目は、インスタグラム等で幅広く県のサイトを網をかけるように広告する方法、この3つを効果的に組み合わせたいと考えております。

笠井委員

検索での上位に上げることや、民間サイトとの連携、インスタなどはもう既に既存のサイトにもあったような気がしますので、ターゲットを考えれば、私はこのウェブ広告の掲載等ということであれば、もっと広くウェブ広告を打つのかと思ったのですが、内容は分かりました。

もう一点、何のためにするかというと、新しいサイトのためにということですが、そのサイトが始まるのは新年度、今年は準備をして新年度からなのかなと思うのですが、その新しいサイトが始まるのはいつからになるのでしょうか。

奈良働く人・働き方支援課長 現在、構築作業を鋭意進めており、順調に目標に向けてやっておりますし

て、3月の公開を予定しております。公式ルールだと3月に企業の情報解禁になりますので、そこを目指して今作業をして、3月に公開できるようにやっております。この予算でお願いした事業以外でも、当然、我々が大学と常に連携を取っておりますので、大学では学生に一斉配信メールを持っていたり、就職説明会をやるときに我々が足を運んだり、県の広報媒体を使ったりという非予算の事業も当然しっかり行って、現在、県のサイトに触れている方々に加えて、もっと大きな人数を獲得したいと考えております。

笠井委員 既存のサイトがある中で、おっしゃられたとおりに、それを活用最大限していただく中で、あえて今ここでこの補正予算が出てきたことがどのような狙いがあるのかなど。これで今から準備を進めて新しいサイトに誘導する。既存のサイトもあって、今、就職活動している生徒・学生もいると思いますので、既存のサイトも最大限生かしながら、新しいサイトにつなげていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第6－5号 「最低賃金の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて**

意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

今回の9月議会では、知事が説明要旨で「賃金アップこそ、県民生活強靱化の一丁目一番地であります。全力を尽くします」と述べられるなど、賃上げが大きなテーマになっているのではないのでしょうか。物価上昇に負けない抜本的な賃上げを実現するためには、請願が求めている内容は欠かせない課題だと考えます。

一つは、最低賃金を全国一律に改正することです。先日の一般質問でも紹介をさせていただきましたが、今年度答申された山梨県の最低賃金を基に年収を計算すると、東京都や神奈川県と比較をして約33万円低くなっています。山梨県としては初めて時給1,000円を超え、1,052円で過去最高額になったとはいえ、これではますます労働力が都心部へ流れてしまうことが懸念されます。全国一律の最低賃金にしていくことは、山梨県にとって切実な課題と考えます。

二つに、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化することです。これも先日の一般質問でも触れましたが、国や県が進める設備投資や人材育成を中小企業に求める政策では抜本的な賃上げにつながらないことは明らかではないのでしょうか。知事も説明要旨で、もはや、従来水準の生産性向上の努力だけでは十分とは言えませんが、支援策を抜本的に拡充・強化するときだと考えます。

山梨県最低賃金審議会の答申の附帯決議でも、中小・零細企業に対する社会保険料の

負担を減らすことを国に求めています。県議会としてもこうした動きに呼応し、支援策の拡充・強化を国に求めることは大変有効だと考えますので、本委員会での請願採択を提案いたします。

渡辺（大）委員 私は、継続審査すべきという意見でお話しさせていただきます。

まず、国では、今年6月に閣議決定された骨太の方針2025において、2020年代に全国加重平均1,500円を目指すとして明記し、物価上昇を上回る賃金の上昇を全国的に定着させる方針を示しています。

実際に令和7年度の最低賃金の全国加重平均は過去最高の1,121円となり、着実な上げが進んでいます。一方で、最低賃金の急激な上げは、価格転嫁が困難な中小企業にとって経営の深刻な影響を及ぼす可能性があり、特に地方の零細企業では、人件費の増加が事業継続の障壁となる懸念があります。こうした影響に対して、最低賃金の上げに伴う中小企業への影響に対しては、価格転嫁の推進や省力化投資の支援など、様々な支援策の拡充が進められています。

また、県においても、今回の9月補正予算において、中小企業の賃上げを強力に後押しするために、設備整備、DX導入、経営指導の三本柱による生産性向上支援を大幅に拡充しており、こうした取組により、県内企業の賃上げ余力の確保と持続的な賃上げの実現に向けた環境整備が着実に進められているところです。

このように、国・県ともに最低賃金の上げと中小企業支援の両立に向けた具体的な施策が進展していることから、最低賃金の全国一律制度の導入や1,500円以上への上げ、中小企業支援の拡充については、今後の政策形成や制度設計の中でより具体的な議論が進められることが期待されます。

したがって、本請願については、現時点での採択は時期尚早であり、国の制度改正や国の支援策の進捗を見定めつつ、引き続き慎重に審査を行う必要があると考えます。よって、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、起立多数により継続審査すべきものと決定した。

**※請願第7-3号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて**

意見

飯島（力）副委員長 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて、採択の立場から意見を言います。

本県の私立学校は、少子化や物価高騰など、学校を取り巻く環境が厳しさを増す中、教育現場には多くの課題があります。こうした状況に対応し、将来を担う子供たちが安

心して学べる環境を整えるためにも、国による支援の充実は必要であり、加えて、高校無償化の流れの中、私立学校がその特色を生かしながら教育を続けていくためにも、授業料や運営費に対する合理的な支援は必要です。本請願は採択すべきと考えます。

討論           なし

採決           採決の結果、採択すべきものと決定した。

### ※所管事項（指定管理施設及び出資法人）

質疑

（山梨県立男女共同参画推進センターについて）

望月（勝）委員   この施設は3施設あると思うのですが、指定管理期間が令和5年から令和8年の中で、びゅあ総合とびゅあ峡南、びゅあ富士の3か所がある中で、今ここに課題として出ているのは、以前のびゅあ峡南はJR身延線の内船駅のすぐ近くにあったわけですが、これが施設も古いということで廃止してしまって、そして南部町の廃校となった中学校の跡を南部町や県で整備して、そこを利用しているのですが、その中において、3か所の状況を見ると、びゅあ峡南の利用者が減少しているということですが、ここにはどういう理由があるのかお伺いします。

古屋男女共同参画・多様性推進課長   びゅあ峡南の利用者が減少している理由といたしましては、これまで施設を利用していた団体の会員の方々の高齢化により、活動が減少していることが要因と考えられます。

望月（勝）委員   びゅあ峡南は、以前は身延線の内船駅から歩いて2、3分のところにあつたのですが、今は南部町の中学校の跡地を活用しているということで、鉄道の駅からも遠く、車で来ても遠いため、非常に交通の利便性が悪い。びゅあ峡南を利用する方は高齢化しているという状況もある中で、交通の利便性が厳しいという声も聞いておりますけど、その辺りはどうでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長   委員のおっしゃったように、施設の立地的な条件が要因とも考えられるという声も聞かれます。また富士川町や市川三郷町在住の方は、びゅあ総合を利用するといった声もございます。そういった声にお応えしますように、地域の要望に応じた出前講座や峡南地域の他の自治体にある施設を利用した事業を実施するなどしまして、アウトリーチ型の取組を行ってまいりたいと思います。

望月（勝）委員   今の答弁の中にもありましたけど、やはりこの峡南は特に南北に長い地域でございます。そうした中で、北の地域に住んでいる方たちはびゅあ総合の方へ行くこともありますし、またびゅあ峡南が以前より南に行ってしまった。そんなことも含めて地理的にも

不便ではないかということで、そんな声を県でも把握していますか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 そういったお声も一部聞かせていただいております。そして先ほど申し上げましたように、こうした声を反映いたしまして、出前講座やアウトリーチを行った結果、びゅあ峡南の令和7年度の利用者数は増加傾向にありますので、今後ともこちらの政策を進めていきたいと考えております。

望月（勝）委員 びゅあ峡南の利用者も今増えてきているという状況でございますけれど、どうも話を聞くと、やはり今の立地条件、それから交通利便性を考えると、団体で町のバスなどを使って来るのならばいいですけど、個人的に会合に出ることが難しいという声も出てました。そういうことで交通の利便性をよくするような町営バスやデマンド交通などを利用できるように、峡南の5町へ声掛けをしていただければと思いますけれど、その辺りはどうでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 びゅあ峡南では、町の方や町の男女共同参画推進委員、市の関係者と意見交換の場を設けておりますので、今後そういった声も拾いながら、検討してまいりますと考えております。

望月（勝）委員 できる限り利便性や交通の便を向上させていくような指導をしていただければと思います。利用者が増えるように、ぜひお願いいたします。

笠井委員 びゅあの件ですけれども、びゅあ峡南は貸室業務を縮小したことでやっぱり利用者が減っていることはもう避けられないというか、やむを得ないことだと思いますが、おっしゃられたように、アウトリーチ型で講座をしてくださっているのは、私も参加したりしまして、とてもいいことだと思っていますので、ぜひその路線で進めていただきたいと思います。

もう一点、びゅあが統合、再編されるときに懸念されたのが資料です。これまで男女共同参画に関する資料を総合的に維持管理してきたことが、この指定管理の中には、そういった山梨の女性団体の活動などやってきたことの資料を整理、取りまとめるという項目がないのですけれども、その辺りは今どのようになっているのかを教えてくださいませんか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 前回御意見いただきました3館の図書データベースに関しましてですが、その際に図書の一括管理を行いまして、県民の皆様の学習や調査研究についてサポートしてまいりたいとお答えしたところですが、現在は、この3館の図書データベースは整備されております。各図書館、びゅあ総合4、000冊といった形で、それぞれ3館が相互に利用することが可能となっております。

笠井委員 データベース、資料、本、写真、録音みたいなものが様々あると思いますので、ぜひ

散逸しないように、貴重な資料だと思いますので、維持管理をしていただければと思います。

名取委員 今のびゅあ峡南については、概要説明書の1ページで住所が間違っていますので、しっかり直していただきたいと思います。

(やまなし文化学習協会について)

次に、出資法人について聞きます。出資法人のやまなし文化学習協会についてですが、25ページの財務諸表の注記の4、債権について、未収金が91万7,135円となっていますが、これはどのような内容のものでしょうか。

三科まなび支援課長 未収金につきましては、今、手元に資料がございませんので、また後ほど調べてお答えさせていただきますと思います。

(山梨県立男女共同参画推進センターについて)

志村委員 先にびゅあから行きますけれど、さっきも触れられていたのですが、びゅあが3館、コンパクトになって、その議論のときにも申し上げたのですが、これまでの膨大な資料が各館にあって、これをどのように整理して、集約して、あるいは、県民の閲覧に供することができるようにするのかをここまでの間検討されてきたのか、検討されているのか、少し経過をお聞きしたいと思います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 志村委員におかれましては、令和4年8月の指定管理施設・出資法人調査特別委員会の総括審査の際に、情報資料室についてどのようにサポートしていくのか御意見を頂いたところです。

先ほどの答弁と重なってしまう部分があるのですが、3館それぞれに今のところは図書と資料、DVDなどを備えている状況ではあり、何がどこにあるのかといったデータベースを図書の部分では備えておりますので、また今後、その他の媒体についても確認等してまいりたいと考えております。

志村委員 指定管理者も人手が限られているので、びゅあに限ったことではないのですが、そのほかの文化施設、博物館や図書館にしてもそうですけれど、そういった施設の資料をきちんと整理して、保存するものは保存する、いずれ廃棄になるものは廃棄するというところを計画的にやっていかないと、結構たまっていってしまう。しかも、びゅあにあるような資料というのは、なかなか一般的な図書館にはない貴重なものもあるので、しっかりと保存管理を今後もしていただいて、長期に活用していただけるものは、びゅあに行かれて使うというのものもあるかもしれませんが、場合によってはデジタル化して、データとしてオンラインで閲覧できるようにということもまた工夫していただけたら非常にありがたいと思います。

もう一点、先ほど望月委員からもありましたけれど、びゅあ峡南に限らず、びゅあ総

合もそうですけれど、利用者はやや減っているというところで、利用者が減っている原因の分析をされているのかどうか。事業の内容によって来館される方もあるのかもしれませんが、特に甲府の朝気のびゅあ総合というのは、開館以来、地域の地域の方々に非常に活用していただいていたという経過があって、もしかしたら、地元の方々の利用というのも利用団体という形でやっていたので、減っているのではないかという印象を受けています。そういう意味で、地元の方々も含めた県の施設の利用者が、男女共同参画に関する事業やイベントに来てくださる方、利用団体の利用というものを分けて分析をしていただけたらと思うのですけれども、もし今の時点で両方減っているのか、あるいは、利用団体の方の利用が軒並み減っているようなことが分かればお聞きしたい。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 利用者数としましては、3館を合算して、令和5年、6年を比較いたしますと、令和6年で4,683名増えている状況となっております。令和4年の際にもお話ししましたが、SNSが近年発展しておりまして、そちらで各館ともインスタグラムを始めたり、フェイスブックを始めたりして、遠隔地の方にも呼びかける働きかけを行っております。

また、委員がおっしゃいました、特にびゅあ総合では地元の方というところで、利用者団体数もびゅあ総合は増えている状況です。12月に行われますびゅあフェスティバル等でまた地元の方にも参加していただいで、そのような普及啓発も努めてまいりたいと思います。

志村委員 若干利用が減っているのかなと聞きましたけれども、増えているということであれば、いろいろな意味で活用していただいているということかと思っておりますので、よかったです。来館される方もいれば、オンラインでびゅあのイベントをやっているものもあるもので、そういうのも含めて参加という形で見ると、非常にSNSも使って広がりが出てきているということと理解しました。

(やまなし地域づくり交流センターについて)

地域づくり交流センターについて1つお聞きしたいのですけれども、昨年度で指定管理期間が満了ということで、昨年度の実績は多分一番よかったのではないかと見えますけれども、今年度は指定管理の内容がまた少し変わって、新たな指定管理期間に入っておりますが、昨年度までの指定管理期間の評価をどのように検討して評価しているのかお聞きしたいと思います。

三科まなび支援課長 昨年度までの4年間は、県の指定事業も一緒に含めた形での指定管理業務を行っていたところです。いろいろな企画をしていただき、参加者の方からも満足という結果もアンケートで頂いておりますので、過去の4年間の指定管理業務の中での業務は十分果たしていただけたと認識しております。

志村委員 非常に頑張っていたと多分誰もが判断していただけるのではないかと思います。

す。今年度はまだ半年ですけれども、参考までにとということで、今年度の利用状況や、県で直接事業を行うという形に変わったというところで、どのようなことを今具体的にされているのか御紹介いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

三科まなび支援課長 今年度は貸館業務に専念していただいておりますが、コワーキングスペースなどの予約も非常に好調でして、月額利用者も定員に達する状況になっておりますので、施設の活用については十分に努めていただいていると思っております。

また、今年度、県の事業としてプロボノワーカーの事業を行っておりますが、これは、御自身の仕事の知見を地域貢献に生かしたいという方々を集めまして、NPO等にその知識を力として伝えていただく、そして、地域づくりをしていくという事業になっております。参加者も、5つのNPOに対して3人から4人の協力者を得られるような形で、今、事業を進めているところでございます。

## ※所管事項（その他）

質疑

（外国人のための日本語教室について）

名取委員 総合県民支援局男女共同参画・多様性推進課所管の外国人のための日本語教室の事業について伺います。

県は、日本語教室をどのような位置づけで取り組んでいるのか、また、今後さらに広げていく考えがあるのか、まず伺います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 県内に在住する外国人に対しまして、日常生活を営む上で必要となる日本語教育を習得できる環境の整備を進めているところでございます。具体的には、生活に関する日本語教育プログラムを開発したり、日本語学習支援のパートナー研修の開催、また、市町村の日本語教育の運営の支援などを行っております。

名取委員 さらに今後広げていく考えがあるかどうかお聞かせください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 県内の在住外国人は年々増加傾向にございます。外国人と県民が共生していくためには、やはり日本語教育は欠かすことのできないものと考えます。今後は、さらに市町村の日本語教室の普及啓発等を広げ、この裾野を広げてまいりたいと思います。

名取委員 現在の日本語教室の開催状況をお聞かせください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 現在、本県で日本語教室地域推進事業費ということで市町村に設置しております教室に対して、補助交付実績は9市町に補助金を交付している状況となっております。具体的に申しますと、甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市

等、外国人がやはり比較的県内にも偏在しておりますので、そういった市町村に対して補助金を交付しているところでもあります。

名取委員 県内で甲府市に次いで外国人の多い中央市では開催していないようですが、県はどのように対応しているのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 先ほどお答えいたしました9市町は、日本語教室モデルということで補助金を交付しています。それ以外に、9市町以外の中央市や富士吉田市等は補助金なしで独自に市町村の日本語教室を開催しております。中央市、甲斐市、富士吉田市等にもございます。以上を統括しますと、日本語教室の設置数というのは15市町村になります。

名取委員 今後、日本語教室を広げていく上で何が課題になっているのか、最後に伺いたいと思います。それを担う方の人材、場所、あとは財源の問題等いろいろあると思いますが、課題について教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 本県では、先ほど申しましたように、市町村の日本語教室の設置を進めているところがございますが、中には、市町村によっては外国人の数が少ないところであったり、財源がなかったり、人が足りなくて体力がない、そういったところもございます。全ての市町村において日本語教育が受けられるように、今後はオンラインの教室の普及も広めまして、全市町村で日本語教育が受けられるような環境を目指してまいりたいと思います。

(防災対策資機材の整備・管理状況並びに執務室の安全対策について)

名取委員 次に、防災局に伺います。令和5年度の行政監査結果では、防災対策資機材の整備・管理状況並びに執務室の安全対策について意見が提出されています。その意見を受けてその後どのように対応しているのか、まず伺います。

中嶋防災危機管理課長 施設の修理につきましては、県の計画に基づきまして、随時、安全確保という面から改修をさせていただいております。また、資機材につきましても、予算獲得に全力を挙げて、確保でき次第、修理等を行っていきたいと思っております。

名取委員 県立防災安全センターの資機材で、県の防災計画に比して、例えばテントが大分少なかったり、毛布が500枚ほど少なかったと、当時の資料がありますが、これらはもう充足した整備となっているのでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 現在、毛布につきましては2,460枚を備蓄し、それ以外のブルーシートにつきましても備蓄を進めさせていただいております。

名取委員 当時、2,460枚で、県の防災計画は2,940枚と書いてあったのだけれど、それに500枚ほど足りないということで私は今質問していますので、現状は達していないということですね。

中嶋防災危機管理課長 そういうことになります。

名取委員 もう2年前の監査ですから、これが放置されているというのは少し問題だと思います。県の防災計画に対してですから、早急に対応する必要があると思います。

次に、防災危機管理課の台帳において記載誤りや記載漏れがあった、防災危機管理課の台帳と違う場所に備蓄されている資機材があったなど、指摘がありますが、これらについては正されているでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 修正させていただいております。

名取委員 防災資機材の中で動かない発電機があったとありますが、これは更新されているでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 今年度の予算で買換え等を行います。

名取委員 保管場所につきまして、耐震性が不明である場所に保管されていることや洪水浸水想定区域でもあることから、効率的な対策となっていないという指摘がありました。保管場所については、その後、改善されているのでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 必要に応じて、浸水区域からの備蓄品の移動、保管場所の変更ということは現在まだしていない状況です。

名取委員 釜無川の河川敷の低い場所にあります。防災を所管する防災局が2年前の監査の指摘に対して、やっぱりそういう視点では、県民の命や財産を守る一番の担当部局として、私はあってはならないことだと思いますので、早急に対応が必要だと思いますが、最後に意見を求めます。

河野防災局長 御指摘ありがとうございます。

まず、今おっしゃられましたように、水害の危険性があるようなところもございまして、今、民間の倉庫などにも備蓄の分散をしているところでございます。また、監査で指摘されたときには、そもそも防災安全センターにどのくらい何を備蓄すべきかといった考えが明確になっていなかった部分がございまして、これにつきましては、一昨年度から昨年度にかけて、県で実際にどのくらい、あるいは、市町村でどのくらい、皆さんがどのくらい備蓄が必要なのか、こういったことの備蓄の在り方の検討をしたところでございます。市町村の皆様にもその結果をお知らせして、市町村が実際にどのくらい

必要なかといったことを、各市町村がまさに今たたいている。数字をたたいてはじいでいます。それによって県は例えば応援部隊の防災拠点にしっかりと配備すべきものを防災安全センターに保存するなど、そういう考え方の整理を今やっているところでございます。今後とも引き続き、御指導、御意見をお願いいたします。

向山委員長 先ほどの出資法人の資料は整いましたでしょうか。

三科まなび支援課長 先ほどの名取委員の御質問にありました、やまなし文化学習協会の資料25ページにあります未収金について御説明させていただきます。

こちらの金額につきましては、まず、ほかの団体である国際交流協会が、この文化学習協会の施設を使っているということで、その負担金が67万円、そして、指定管理施設である双葉ふれあい文化館の使用料が20万円、残りの4万7,135円につきましては、自動販売機の手数料となっております。これら、3月31日までに入金がなかったため、こちらに未収金として計上しておりますが、5月末までには入金済みとなっているものです。

(日本女性会議について)

志村委員 日本女性会議が先週末に奈良の橿原で行われたのです。山梨県も毎年市町村の推進委員会の方々を含めて、県の女性団体の関係の方々や、当然数年前に甲府でも行われていますので、今年度も行われているのか、あるいは県で各市町村がどのような対応だったかを把握されているかどうか、お聞きしたい。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 奈良県で開催されました日本女性会議ですが、当課の担当職員が1名、奈良県に行きまして、シンポジウム等に出席させていただきました。まだ出張したばかりですので、詳細は聞いてはいないのですが、各市町村の女性団体の方が奈良に集結して、皆さんで意見を交わされたということ把握しております。

志村委員 コロナもあつたりして、甲府のときも大変だったかなという振り返りもあるのですが、コロナ禍以降、また日本全国各地で開催されて、たまたま偶然かもしれませんが、多分今月、日本初の女性の総理大臣が誕生するかというような、ちょうどそういう機運が盛り上がってきたかなというところですが、その日本女性会議も含めて、今は市町村で大分活動が活発になってきているので、市町村でそれぞれの対応をしているのかもしれないですけど、県として、例えば日本女性会議にぜひ御参加をというアナウンスを各市町村にされていたり、あるいは各市町村の対応がどうだったかをフィードバックいただいていたという事は、毎年毎年行われているのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 コロナ禍はやはり縮小傾向にございましたが、令和5年の5類移行後は、特に今年度などはぴゅあ総合や本課でこういったことの市町村の意見をまとめたり、女性団体協議会の方と意見交換を行う中で、こういった全国会議に出席させてい

ただく運びとなりました。今後も、さらにこれから男女共同参画の機運を高めるためにも、県と市町村協議会等が連携して取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

志村委員 今後ともよろしくお願いいたします。いずれは男女共同参画と言わなくてもいいような社会が実現すればいいのでしょうかけれども、そうは言ってもガラスの天井を突き破るにはまだまだ途中だと思うので、今回の日本女性会議に関しても、県からどんどんプッシュしていただいて、知らない方のほうが多分多いので、各市町村に日本女性会議にぜひ参加してくださいと。国立女性教育会館、ヌエックは、毎年やっているフォーラムが終わりになってしまいましたので、なかなか全国規模でそういう活動をしている方々が交流する機会は、現実には減ってきていて、そういう機会の場があまりないので、そういうところに積極的に参加していただいて、そして市町村で地域に根差した活動をやっていただく意味でも、県がプッシュ型で情報を出していただいて、少しでも多くの方にこの活動に参画していただくというのが大事かなと思いますので、お願いしながら、これで質問を終わります。

主な質疑等 高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係

※第 90 号 山梨県個人番号の利用等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 96 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

（中小企業DX加速化支援事業費について）

渡辺（大）委員 新の7ページ、中小企業DX加速化支援事業についてお伺いいたします。

最低賃金の引上げや物価高騰などで、県内の中小企業を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっていると思います。その中でDX・デジタル化の支援というのは非常に重要だと私も思っていますが、このDX・デジタル化の伴走支援をプッシュ型で行うということですが、この本事業について幾つか伺います。まずは、具体的にはどのような支

援内容を想定しているのかお伺いいたします。

堀内DX課長 本事業は、県内の中小企業等50社を対象としまして、専門家による伴走支援を実施する予定であります。支援は、企業ごとに専門家が個別訪問しまして、業務課題の整理や課題とDXとの接点を明確にすることから始める予定です。その上で、DXの必要性を企業自身が自分事として捉えられるよう意識づけを行い、業務の一部をデジタル化するなどの行動変容を促します。さらに、補助制度の活用支援や支援後の効果測定までを一貫して行う密着型の伴走支援を想定しております。

渡辺（大）委員 先ほど50社ということですが、対象となる企業の選定方法について伺います。

堀内DX課長 支援対象企業の選定に当たりましては、DXの導入が進んでいない業種や賃上げが進みにくい分野を中心としまして、商工団体からの情報や調査結果を基に支援の必要性が高い企業を抽出して、専門家によるヒアリングで優先度を判断することとしております。

渡辺（大）委員 こうした支援が賃上げにどのようにつながると考えているのか、また事業の成果をどのように測っていくのかお伺いいたします。

堀内DX課長 DXによって業務が効率化されれば、生産性の向上に無理なく取り組むことができ、結果として企業の収益改善につながると考えております。そうなれば、従業員への還元、つまり賃上げの原資も生まれる可能性が出てきます。今回の事業は、そうした流れをつくるきっかけづくりに重点を置いているものです。

成果指標としては、DXの理解度向上と行動変容などに設定することを想定しております。支援後にはアンケート調査を実施しまして、DX導入による理解度、賃上げの可能性、業界内波及などを把握することで、成果の可視化を図ってまいりたいと思います。

（クリーンエネルギー普及促進事業費について）

桐原委員 新の5のクリーンエネルギー普及促進事業費についてお尋ねをいたします。このモデル事業の具体的な内容について伺います。

今、ソーラーカーポートの設置等々というお話があったのですが、例えば、充電設備の種類や能力など、太陽光発電と蓄電池を多分併用されるのかと思うのですが、平時に対しての災害時においてはどのように運営するなど、詳細を教えてください。

浅川地域エネルギー推進課長 今回の事業でございますけれども、目的は大きく2つございます。

一つは災害に強い地域づくりということと、もう一つは、事業者としての県の脱炭素化でございます。災害に強い地域づくりにつきましては、県内では平置きの駐車場がほとんどでございますので、いわゆるビルの屋根以外にこういった駐車場を活用したソーラーカーポートを設置することによって、災害時に非常用電源として周辺地域の避難者の支援に活用できるということ。

それから事業者としての県の脱炭素化でございますけれども、現在、公用車の更新は基本的には順次、EV車とかハイブリッド車に切り替えていくということでございますけれども、今後そういった自動車が増えていくにしたがって、庁舎の電力需要も増えていくということでございます。そうした場合に、庁舎の電力が集中した場合に安定供給ができなくなるということも、今後十分想定されまして、こうした点から、今回ソーラーカーポートと蓄電池と充電器を一体的に導入しまして、庁舎管理と公用車の運用について、より効率的に行うことを目的として実証的に行うものでございます。

ソーラーカーポートでございますが、太陽光パネルとしまして、20キロワットを設置いたします。それから蓄電池は60キロワットアワーのものを設置いたします。それから、充電器につきましては3台でございますけれども、6キロワットのものを設置することになっております。

それから今後、導入して検証していくということですが、基本的にCO<sub>2</sub>の排出量の削減や電気代の節減、除去、それから設備の稼働率、それからメンテナンス頻度、こういったものを検証してまいりたいと考えております。そうした庁舎の中で、電力が公用車の充電で電力が集中したときの消費電力を平準化していくようなやり方を分析していきたいと考えております。

桐原委員 繰越明許になっており、カーポートですから、工事した後、多分完成すると思うのですけれども、私は峡東の合庁にはEV車を見たことはないのです、そこに何台か入れるのかと思うのですが、これに併せて、EV車をまずは何台入れてというようなことに関してもお知らせをいただきたいと思えます。

浅川地域エネルギー推進課長 予定しますEV車両でございますけれども、現在のところ3台を予定しております。合同庁舎の現在の公用車保有台数を踏まえまして、そこから適切な運用台数ということで検討いたしまして、その中で3台が十分に運用を図れるだろうということで、今回予定しています。

桐原委員 この事業をやるに当たって、県庁内はもちろんですが、これから先ほど話した平場の太陽光パネルとか屋根につけるのではなくて、カーポートだと。一部個人でされている方もいらっしゃると思いますが、なかなか公共ではやられていないと思うので、庁舎だけではなくて、県内の市町村や民間、特に企業をされている皆さんへの展開を進めていく方向なのかと思うのですが、進めていく方針のロードマップについて、今想定している部分で結構ですので、お尋ねをいたします。

浅川地域エネルギー推進課長 今回、ソーラーカーポートと蓄電池と充電器、EV車を入れまして、庁舎、公用車の効率的な運用を図るということでございます。まず、複数年かけて検証をしてみたいと思っております。その結果を踏まえまして、民間の事業者や一般向けに、まず民間の事業者には導入、働きかけをモデルとしてお示しをしていきたいということでございます。一般の方についてもそういった形で、新たな再エネ電源の導入方法

ということで周知もしてまいりたいと思っております。

名取委員 今の関連でまずお聞きします。新の5ページのクリーンエネルギー普及促進事業費についてですが、ソーラーカーポートの面積といいますか、先ほど導入するEV車両は3台ということでしたが、カーポート自体は何台止められるという設定でしょうか。

浅川地域エネルギー推進課長 今回計画しておりますソーラーカーポートの面積でございますけれども、8台分を想定しております。

名取委員 それでは、8台同時に充電が可能という理解でいいでしょうか。

浅川地域エネルギー推進課長 現在、充電器自体は3台でございます。そのうち充電する口は2か所ありますので、計6台になっております。

名取委員 モデル事業ということで8,400万円ということで、高いというイメージを私は持っているのですけれども、それほどかかるものでしょうか。いわゆるソーラーカーポートを市場でも見ると、桁がもう一つ下のほうかと見ていて思ったのですけれども、その積算を教えてください。

浅川地域エネルギー推進課長 今回のソーラーカーポートでございますけれども、設置場所は合同庁舎ということで公共施設になります。

公共施設に設置する場合につきましては、部材、構材については、安全性や耐震性、耐久性、このより厳しい基準でありますJIS規格で設置することになっているということで、これは国交省の公共建築工事標準仕様書で規定されています。

また、今回は施工中にも、周辺地域への環境配慮や安全対策、それから作業の安全対策など、より厳格に実施するという必要があるということ、これも国の基準でございますけれども、こういったことで金額も大きくなっていることに加えまして、東山梨合同庁舎は災害時には現地対応の拠点にもなるという位置づけの場所でございますので、今回のモデル事業を新たに加えまして、いわゆる非常時、災害時の非常電源として周辺地域の避難所等に電源を供給するという意味もありまして、より高い安全性と耐久性をもたせているという意味で事業費が大きくなっています。

名取委員 厳しい基準ということでしたけれど、財源について、県債3,000万円ということで、これは何を充てるのですか。

浅川地域エネルギー推進課長 財源でございますけれども、脱炭素化推進事業債を充当いたします。充当する額は5,400万円を予定しています。

(市町村が行う県外大学等へ進学する者への特急券等購入支援事業に対し助成すること

について)

名取委員 次に、新の4ページの特急券の補助について伺います。私が仕組みをまだ理解していない部分があって申し訳ないのですが、今回、早朝特急を利用する学生に対してという限定で特急券の一部を支援するという理解でよろしいでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 おっしゃるとおり、早朝特急を利用される学生に対して特急券の料金を一部補助するという仕組みになっております。

名取委員 どういう仕組みで支援するのかという部分で、特急券の領収書なのか、それが早朝特急の特急を利用したものと分かるのかとか、少しそこを教えてください。

有須田リニア・次世代交通推進課長 特急の利用履歴の確認というところだと思いますけれども、実務的な話にはなっていますが、今、JR東日本でえきねっとというネット予約のシステムがありまして、そちらから利用履歴を出すことができますので、それを活用して市町村に提供していただいて確認するという段取りを今のところ想定しています。

名取委員 では、えきねっとの利用履歴を利用者にまず市町村に提出いただいて、それを基に計算していただいて、一部を支援するという仕組みだという理解でよろしいでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 そのように想定しています。

名取委員 今回の早朝特急を継続的に運行させるという意味合いもあったと思っておりますけれども、早朝特急がもしなくなってしまうたら、この事業も年度途中であってもなくなってしまうのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 まずは、利用率を上げて早朝特急の定期運行をしていただくというのが第一目的ではありますが、先生のおっしゃるように、そういった事態にならないように、我々でもJR東日本としっかり協議を進めていきたいと思っております。

(ミナスジェライス州連携促進事業費について)

名取委員 次に、新の2ページ、ミナスジェライス州への派遣事業について伺いますが、現地での行程といいますか、目的、計画を具体的に知りたいのですが、先ほど説明では各所の調印という言葉もありましたけれども、もう少し詳しく教えてください。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 現地で予定しているのは、ミナスジェライス州政府の庁舎に行きまして、山梨県とミナスジェライス州の知事との間で、経済的な連携協力に関するMOUを締結するのが1日、そして、もう1日は在リオデジャネイロ総領事館に訪問して、そのまま帰ってくるという行程です。

なお、ブラジルへの渡航につきましては、片道31時間を要しますので、全行程1週

間のうちの4日間は移動日となっていると、こういう想定でございます。

名取委員 訪問団の構成を教えてください。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 現在想定しているのは7名を想定しておりまして、今のところ確定しておりますのが、知事、そして防災局長、そして水素担当の知事政策補佐官、ほかに秘書課、そして国際戦略・自然首都圏推進課の担当が随行する予定となっております。

名取委員 防災局長と今、御説明あったのですが、それはどういう趣旨ですか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 今回、ミナスジェライス州と締結を予定している連携協定につきましては、まず、内容が大きく3つございます。1つ目は防災分野での連携、そして2つ目は水素技術に関する連携、そして3つ目は青少年育成に関する連携、この3点でございます。したがって、この3点に関して実務レベルの責任者を現地へ派遣し、具体的な協定を締結していこうと考えている次第でございます。

名取委員 防災については、どういう内容での連携でしょうか。大分離れていますので、本県の防災にどのような利益があるのか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 まずは、防災分野の連携につきまして前提が2つございます。  
まず、1点目は、ブラジルには大規模災害に対応する自治体連携の仕組み、また、ブラジルは多民族国家でございますので、災害が起きたときに、日本人コミュニティをはじめとする人種によつての地域防災活動の実績が非常に豊富だと伺っております。  
今後、山梨県も多文化共生社会の推進を進めていくに当たりまして、こうした知見が地域の防災のレジリエンスを上げるものだと県では判断しておりまして、連携協定を結ぼうと至ったところでございます。

(市町村が行う県外大学等へ進学する者への特急券等購入支援事業に対し助成することについて)

志村委員 今回の早朝特急のところ、私もお聞きしたいのですけれども、もう少し細かく想定をお聞きしたいのですが、この1,800万円で何人ぐらいの学生を想定しているのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 積算に当たっては、今、JR東日本と沿線自治体と一緒に、早朝特急の利用促進に向けた研究会を行っているところではあるのですけれども、その中で利用実績についても細かく伺っているところです。その利用実績を、JR東日本の言うような水準に上げていくことが大前提になってきますので、そういった実績を踏まえて設定させていただいているところです。今のところは100人ほどを想定して計算しているところです。

志村委員 分かりました。特急券も距離によって若干変わってくるのと、仮に1,000円だとして200日通学すると90人というようなイメージ。単純に事務経費など抜きにしてくださいと思うのです。えきねつとでとありましたけれど、実際にえきねつとで購入されるのを正確に捕捉することが可能なのか、場合によってはですけど、座席未指定券みたいなものがありまして、中に乗ってから買うというパターンもあるのですけれど、定期と特急券ということになると、特急券自体、全額補助するわけではないと思うのですが、補助額というのは大体何割ぐらいですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 おっしゃるとおり、特急料金の全てを補助するわけではなく、市町村と負担分を分け合って一部を負担することとしております。今のところ市町村負担額の2分の1を想定しているところです。また、車内で購入された場合はどうするかというお話ですけども、これから細かい実務的なところは詰めていかなければいけないと思うのですけれども、ただ、既にある通学定期券の補助とは違いまして、特急券については定期券もないものですから、やはり一番正確に把握できるものという、えきねつのシステムを活用するところになるのかと思っております。えきねつのシステムを活用していただくことを補助の条件といいますか、補助の手続上必要なこととしていくことを今は想定しているところです。

志村委員 分かりました。今の御説明でお聞きしている範囲だと、想定100人で、県補助額の2分の1、全体の何割を補助するのかは分からなかったのですけれども、そうすると1,800万円のうちのかなりの部分は事務経費ですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 1,800万円の内訳につきましては、半分が特急料金の補助に関するものでして、もう半分がこの特急料金の補助に関しては、基本的に通学定期券の補助を活用している方に限定するものですから、その通学定期券の補助分の金額を入れております。ですので、900万円ずつ、特急料金の補助にかかるのは900万円で、その特急料金の補助を受ける人の通学定期券分の金額が900万円という立てつけになっています。

志村委員 分かりました。では通学定期分も合わせて補助するということですね。特急料金自体の補助額としては、市町村と合わせてどのぐらい補助することになるのですか。全額を見るわけではないですよね。

有須田リニア・次世代交通推進課長 特急料金の補助につきましては、先ほど申し上げましたが、一部を補助する形になりまして、特急料金の市町村の負担額の2分の1と考えております。

志村委員 要するに特急料金が例えば1,000円だったとして、2分の1を市町村で、2分の1を県で、特急料金を全部補助するという意味ですか。それとも特急料金の例えば7割

を補助するとか、6割を補助するとかで、その半分を市町村ですかという質問です。

有須田リニア・次世代交通推進課長 失礼しました。基本的に今の通学定期券と同じように、利用者の負担がゼロということは想定していないので、市町村が補助する分の2分の1と想定しています。残りは利用者の方に負担していただくことを考えております。

向山委員長 市町村ごとに違うということですね。

有須田リニア・次世代交通推進課長 市町村ごとに補助率は異なります。通学定期券の補助制度もそうですけれども、基本的に市町村で補助制度を設計していただいて、市町村での補助分の一部について県から市町村に補助するという立てつけの補助制度になっておりますので、通学定期券や特急料金全額を市町村と県で見えあげるといったものではありません。

志村委員 私の理解力が足りなくて申し訳ないです。定期券というと2割ぐらい安く、一般の切符よりは買って、さらに定期券に対して市町村によって追加の補助があるというか、定期券の補助があって、今回それに特急券も県が組み合わせて市町村と一緒に補助することなのかと理解しました。

これで最後ですけれど、えきねっとを活用していただくということなので、えきねっと自体は実際には、私も皆さんも利用されているかと思うのですが、個人情報が入っていますので、年齢的にはある程度どのぐらいの年齢の人というのは生年月日情報で分かってしまう。JR自体はその年齢でどのぐらいの年代の人が、例えば早朝のかいじを利用しているかというのは分かっているはずだと思うのです。そういうものを研究会などで、学生ぐらいの年齢の人がおおむねどのぐらい今利用しているという情報は提供されていないのでしょうか。100人利用してくれれば良いというのは希望だとして、実際に早朝かいじの利用者数の中で、学生ぐらいの年代の10代、20代ぐらいの人がどのぐらい利用しているかという情報は提供されているのでしょうか。いたら参考までに教えてほしいですけれども。

有須田リニア・次世代交通推進課長 すいません。年齢別のデータについては、企業情報ということで出していただけないところです。

志村委員 全体の利用者は、今どのぐらいなのかというのは参考にお聞かせ願いますか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 全体の利用者の具体的な人数については、これも対外秘ということで伺っているのですが、乗車率につきましては、これまでも約3割程度と伺っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項（指定管理施設及び出資法人）

質疑

（国際交流協会について）

名取委員 出資法人の国際交流協会について伺います。事業報告書の5ページには、多文化交流促進事業の事業実績が書かれていますけれども、10ページの財産増減計算書では、多文化交流促進事業費の委託費がゼロになっているのですけれども、この理由を教えてください。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 こちらの理由につきまして、手元に資料がございませんので、後ほど調べた上で回答させていただきたいと思っております。

名取委員 17ページの財務諸表の注記のうちの8番、債権についてですが、未収金が1,252万9,576円とあるわけですが、これはどのような内容のものでしょうか。

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 こちらにつきましては、県からの委託事業の委託費となっております。この財務諸表を作成したときには、まだ出納閉鎖期間前でございますので、県からの委託費が納入されていなかったということで、こちらにつきましても、5月以降にしっかりとこの金額が全部納入されて、帳簿上はつじつまが合うような形になっております。

（山梨総合研究所について）

名取委員 次に、出資法人の山梨総合研究所について伺います。事業報告書の5ページ4の(2)で、各種委員会への委員の派遣、また講師の紹介などが多数と記載されていますが、具体的にその実数を教えてください。

小俣政策調整グループ政策参事 具体的な数について把握しておりませんので、後ほど調査した上で資料提供させていただきたいと思っております。

名取委員 事業実績なので、本来であれば、ほかの項目にもあるように具体的な数が記載されていないとおかしいかと思っておりますので、速やかにお願ひしたいと思っております。

同じ5ページの自治体等からの受託事業の件数が、令和6年度は26件になっているのですけれども、前年度は36件、またその前の令和4年度は55件ということで、年々減ってきているわけです。これについては、総合評価でも指摘があった部分ですけれども、減ってきている要因について、県はどのように捉えているのか伺います。

小俣政策調整グループ政策参事 令和6年度の減少につきましては、上半期に調査の受託を多数こなし

てきておまして、その調査期間が年度末等に及ぶものもありましたので、結果的に下期の受注をこなすことができなかったということでございます。

名取委員 受託事業そのものはあったけれども、事業として年度内にこなせなかったのが、ここに数としては減っているということですか。

小俣政策調整グループ政策参事 御指摘のとおりです。

名取委員 受託事業件数そのものは、令和6年度に受けたものは何件だったのでしょうか。

小俣政策調整グループ政策参事 合計で26件でございます。

名取委員 冒頭の質問に戻ってしまうのですが、26件というのは前年度36件、その前の年の55件に比して年々減っていると言えらると思うのですが、その減っている要因を聞いていたのです。

小俣政策調整グループ政策参事 26件だった原因につきましては、上期に集中的に受託した結果、下期にまで伸びる仕事がございます、結果的に新たな受注を受けるマンパワーが足りずに受託できなかったということです。

名取委員 マンパワーの問題ということですか。この受託件数が減っていることで、これも総合評価にもありますが、受託事業収益が令和5年度比で1,518万円減、令和4年度比では2,797万円減となっております。この受託事業収益は経常収益の約8割を占めているので、法人の経営状況への影響も心配されるわけですが、そこについて県はどのように捉えて、今後どのように指導していくのか教えてください。

小俣政策調整グループ政策参事 受託収益の減について御指摘のとおりでございますが、併せて支出を見直すことなどにより、法人の安定的な経営を目指してきているところです。

この受託事業収益を増やすためには、令和6年度のように、受注の偏りが生じてマンパワー不足で受けられないという事態にならないように、発注者側である市町村や県なども発注時期などを調整しながら、平準的に業務を請け負えるように指導していきたいと考えております。

名取委員 8ページの財産増減計算書のうち、経常費用で外部委託費が前年度比で大きく減っているのですが、その内容を教えてください。

小俣政策調整グループ政策参事 山梨総合研究所の受託調査のうち、山梨総合研究所で1回仕事を受けたものを、また新たに外部のシンクタンクなどに下請けで出すことが多々あります。平成6年度につきましては前年度と比して、山梨総合研究所の受託件数、金額ともに減少

したことから、外部への発注も減少したということでございます。

名取委員 委託を受けたものを外部のシンクタンクにまた発注するとのことですが、委託を受ける際に各市町村などは、当然、入札なりプロポーザルなりをやった上で委託に出していると思うのですが、それはそういう理解でいいですか。

小俣政策調整グループ政策参事 御指摘のとおりでございます。

名取委員 行政の契約においてプロポーザルなりで相手先を決めて、それが山梨総合研究所に発注するというになっているわけですが、それをまた外部に出すというのは認められているのでしょうか。

小俣政策調整グループ政策参事 一般的な委託契約において、受注した業務を下請けに出す際には、発注者側に対して下請け業務の発注の届出というのを出しまして、発注者側がそれを認定すれば問題ないと認識しております。

名取委員 先ほどマンパワーのことも言われましたけれども、山梨総合研究所としての機能というか、果たすべき役割とか、そういうものにも関わってくると思うので、令和6年度でいうと26件あったわけですが、そのうちのどれくらい外部委託したのでしょうか。

小俣政策調整グループ政策参事 詳細な数は承知してございません。後ほど資料で提供させていただきます。

名取委員 資料提供をぜひお願いしたいと思うのですが、この在り方として私は根本に関わると思うので、それをまた見させていただいて、今後深めていきたいと思えます。

向山委員長 委員各位に申し上げます。

ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(リニア見学センターについて)

志村委員 リニア見学センターの関係で少しお聞きしたいのですが、昨年度利用者は近年では過去最高となっていますけれども、どのような要因によるものなのか、まず、お願いします。

有須田リニア・次世代交通推進課長 令和2年度からコロナの影響で入館者数が落ち込んでいたのですが、コロナも5類に移行しまして、最近は旅行形態の変化で団体客が減ってしま

ったのですけれども、その代わりに個人客が増えてきていることと、あとはインバウンドの方も大分増えてきているというところが要因にあるかと思います。

志村委員           インバウンド観光が増加しているというのが利用者増につながっているという認識で私も受け止めたのですけれども、具体的にどれくらいの外国人観光客が来ているのか捕捉しているのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長   令和6年度には外国人観光客の方は9,112人と過去最多の数になっております。全体に占める割合もコロナ前から大幅に上昇しているところでございます。

志村委員           大幅に上昇しているということですね。走行試験休止日における利用者減や満足度低下の防止、リニア館オープン10年経過による陳腐化対策として新たな展示物導入など、県との協議を継続中とありました。また、展示物の改廃なども適宜県と検討とありましたけれども、どのような対応を行ったのか、また今行っているのかお聞かせください。

有須田リニア・次世代交通推進課長   すいません、まず、先ほどの大幅にというところは訂正させていただきたくて、全体に占める割合については、平成30年度が2.7%、令和6年度が4.6%という上昇になっております。

利用者確保に向けての取組ですけれども、指定管理者と一緒に観光商談会などで売り込んだり、あとは外国人観光客の誘客を促進するために展示物のナレーションを多言語で対応したり、あとはインスタグラムでの情報発信やキャッシュレス決済の導入などを進めてきたりと、そういったことを行っております。

志村委員           なかなか展示物を変更するというのは難しいかとも思うのですけれども、その展示物の関係ですとか、あと利用者にとってはもう少し体験するものがあつたらいいなみたいなこともありましたけれど、そういった面への対応はどのようにされているのでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長   直近ですと、今年の夏に導入されました新型中間車両についての説明資料を掲示するなど行っております。

志村委員           承知しました。昨年度については県への納付金が発生していないようですが、これはどのような理由によるもののでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長   指定管理者との協定の中で、利用者の目標値に達して、さらにそれよりも実績が上回った場合には、その実績の半分を県に納付するという協定を結ばせていただいております。

令和5年度と令和4年度については、目標値を超えて、さらに上回って利用者の実績がありましたので、その半分以上を返還するという形にさせていただきましたが、令和6年

度については、そこまで利用者が達していなかったというところで、納付金がないというところになっております。

志村委員 今の御説明だと、令和5年度の目標値は43万人で、利用者の合計は34万7,715人となっていますけれども、御答弁に整合を取れますか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 すみません。確認のお時間をいただけるとありがたいです。

## ※所管事項（その他）

質疑

（富士トラム構想について）

名取委員 富士トラム構想について、6月議会の総務委員会に続きまして、富士山新交通システムに関する業務実績報告書と、それを基に県が作成をした調査検討結果報告の内容について質問いたします。

まず、実績報告書の102ページの減価償却の設定につきまして、基本的な考え方として、LRTもトラムも、そして電気バスも共通するという考えでよろしいでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 減価償却の考えですけれども、102ページの分については、減価償却の償却年数は、資産の種類ごとに法令で定められておりますので、同じと考えております。

名取委員 共通するという答弁でしたけれども、車両の重量はトラムのほうが電気バスよりもずっと重いと思うのですよね。構造物への影響も大きいと思うのですが、例えば道路の復旧費や橋梁についても償却期間が異なってくると思うのですが、それを同じにしてしまっているのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 償却年数については、基本的にはここに書いてあるとおり、財務省令で定める耐用年数がございますので、それに沿って償却していくと考えております。

名取委員 それにかかる重量の負荷も含めた検討をしないと正確ではないと思います。

104ページでは、車両の更新サイクルについて書いています。LRTとトラムについては30年ごととし、電気バスは15年ごととしております。さらに電気バスはバッテリーを15年の間に一度交換するとあるわけですが、トラムにも回生ブレーキを使用する関係で、バッテリーを搭載する計画だと思うのですが、このバッテリーについての更新はどうなっているのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 104ページの表には、トラム、LRT、誘導系については、バッテリーの交換について触れていませんが、今、委員がおっしゃるとおり、トラムについても水素燃料電池、バッテリーも予定しておりますので、そこについてはここには記入されて

いませんが、そういったものは想定されるのではないかと考えます。

名取委員 正確な記載ではないじゃないですか。誤解を与えますよ。トラムはバッテリーを交換しなくていいと思ってしまいますよ、30年の間。そのように訂正してください。

栗田山梨・富士山未来課長 もう一度、この報告書に基づきまして、どういった意図でこうなっているかを確認した上で、対応していきたいと考えています。

名取委員 次に、県の検討結果報告についてです。3ページで、磁気マーカ誘導のトラムは、自動運転のため、運転手の技量に左右されず、安全性が高いと書いてあります。富士トラム構想で採用する予定のART車両は、既に自動運転が確立をされ、通例となっているということによろしいでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 海外で走っていますARTについては、いろいろな装置が備わっていて、自動運転に近いところがありますが、海外の法律に基づきまして、運転手を搭乗させないといけないとなっております、実際のところは運転手が搭乗して運転が行われていると理解しております。

名取委員 自動運転がもう当たり前になっているような書き方はおかしいと思います、これも。2024年11月14日付のジャカルタポスト紙では、これ私、インターネットで検索させていただきましたが、インドネシアでは将来の首都、ヌサンタラで9月と10月の試験中に列車が自律運行できなかつたため、中国製のARTを返還する予定だと報じていますが、このことを県はつかんでいるでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今、名取委員の御指摘にありましたインドネシアの件については、県としても承知しております。

名取議員 それは今、私が紹介した内容のように、自律走行ができなかつたので、中国側に返却することになった事実を確認しているということによろしいですか。

栗田山梨・富士山未来課長 今、御指摘のとおり、報道ベースでは自動運転システムに何らかの支障があったと報道されていることは承知しております。

名取議員 今のことも認められましたけども、ARTは自動運転が既に確立しているという段階ではないと思いますので、先ほど紹介した検討結果報告の自動運転のため、運転手の技量に左右されず安全性が高いなどと、今の時点で書けないですよ、本来なら。ここも訂正してください。

栗田山梨・富士山未来課長 今のインドネシアのARTについては、こういった事実があると思います

けれども、海外で走っているARTについても様々な企業で製造されていると思っております。もし、全てのARTがそういった支障があるのであれば、そういったこともあるかもしれませんが、我々としては、現状、海外でもスムーズに走っているというところも把握しておりますので、一概に全て自動運転による安全性が確認できないとは言えないと考えております。

名取委員 通例で自動運転が当たり前という段階だったらこういう書き方もあり得ると思うのですが、まだそうではないところもあるということはお認めになっているわけだから、ここまで断定的な記載は今後改めていただきたいということを求めて質問を終わります。

志村委員 私もトラムについて一般質問をさせていただいたのですが、答弁がよく分からなかった部分もあったりしましたので、併せて少しお聞きしていきたいのですが、今、富士スバルラインとともに二次交通としてリニア山梨県駅から県内各地にトラムを運行させることも想定されているようですけれども、そうなると、昨年3月に策定した地域公共交通計画にも影響するのではないかと思います、まずその点についてはいかがですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 昨年度、策定した地域公共交通計画につきましては、この5年間の内容になりますので、それに基づいて進めていくとともに、同時並行的に令和11年度以降の新しい地域公共交通計画に向けて、将来の二次交通網の在り方を検討していく必要がありますので、そこは並行して進めていきたいと考えております。

志村委員 現時点で、地域公共交通協議会では、トラムの構想についてどのようにお話しされているでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 地域公共交通計画については、トラムの議論が始まる前から策定作業を行っていたものでして、確実にトラムと記載されているところはないのですが、トラムというのは一つの交通手段でもありますので、計画の記載ぶりと言いますと、例えば広域交流拠点であるリニア駅を中心に、広域交通ネットワークの在り方について、連携を図りながら必要な検討を進めていくなど、そういったところに現れております。その広域公共交通ネットワークの在り方を検討する一手段として、トラムについて今回具体的に検討を進めていくことになろうかと思います。

志村委員 ということなので、まだ公共交通協議会では具体的にトラムというお話は、まだしている段階ではないということでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 今年度の協議会でしたり、あるいは県と市町村で行っている再編研究会でしたり、そういったところではもうトラムの話を進めているところでございます。こちらは先ほど申し上げたように、新たな地域公共交通計画の在り方でしたり、策定に向けて議論をどんどんブラッシュアップさせていった上で進めていく必要があるの

で、そのようにしております。

志村委員 議論をしていくことはもちろんいいことだと思うのですが、その協議会の中で広域的な公共交通ネットワークというお話はしていると思うのです。その前提としてトラムという話をしているのかどうかを聞いています。まだ今の段階でしていないのであればしていないで結構ですし、これから協議会を開催した際にそういう話をしていくという予定があるのであれば、予定があると教えていただければありがたい。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 交通協議会という組織体ではございませんが、協議会を組織する交通事業者、それから市町村には富士トラムの構想については御説明しております。

志村委員 それは聞いていないです。そんなことは求めていないです。先ほどの私の言っていることと違うじゃないですか、答弁が。そういうことを聞いているのではないのです。

協議会での話をしているのです。だから協議会で話をしているか、していないかということをお答えくださいと言っているのです、課長でよいのでお願いします。

有須田リニア・次世代交通推進課長 協議会においてはまだ行っておりませんが、今後そういった話をしていくことになろうかと思えます。

志村委員 そこを確認したかったので、それ以外のところでいろいろな交通事業者の方に議論に参画していただいているという経過は、それはそれで理解をしています。

富士スバルラインで5合目にアクセスする方法というの、現状、路線バス、観光バス、タクシー、バイク等様々な方法がありまして、本会議での答弁が少し分からなかったのですが、もう1回お聞きしたいのですが、トラムのみで切り替えた場合にどのような影響があるかについての答弁をお願いしたいです。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 答弁の際は、バス、マイカー、タクシー、そういった方々、全ての方に乗り換えていただく必要がありますと答弁しております。

志村委員 そうなると、どのような影響が考えられますか。答弁をお願いします。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 これまで、観光バスで上まで登られてきた方は、麓で乗り換えるというワンクッションが入りますが、富士山の自然環境、それから富士山の価値を後世に継承していくため、必要であるということは御理解いただけると考えております。

志村委員 そんなに難しいことではないと思うのです。例えば今、自転車でもバイクでも5合目を目指す方がいらっしゃいます。基本的にそういう方はもう行けなくなるという影響があると思いますけれども、それ以外にも具体的にトラムのみになった場合の影響をどのように県として、今のうちから考えているのかをお聞きしたいので、もし何かほかにお

考えがあれば教えてください。なければなくても結構ですが。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 ほかにはございません。

志村委員 よく分かりました。環境保全や来訪者管理という取組の重要性は私も理解していますが、今の方法でその道路をトラム以外のもので通れなくなることに對する影響についての認識が少し心配です。やはり県民の方々が、トラムのみになりと変わった場合にどのような影響があるかということはしっかりと想定をして、そして比較した上で、環境保全や来訪者管理のほうが重要だということであれば、そのように訴えていけばいいと思うのですが、その影響がないと理解されているところが非常に疑問といいますか、残念なところかと思えます。

事業者の方はトラムに乗り換えるのですかという再質問もしたのですが、この点についても、緊急車両の話などが出てきてしまいましたけれども、5合目の事業者の方はトラムのみの運行になった場合にどのようにして5合目に往復をするのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 やはり軌道法が適用されますと、富士スバルラインの車幅でいくと基本的にはトラムが専用軌道になると考えております。そうはいいまして、やはり5合目、山小屋の事業者の方の物資の輸送については、富士山来訪者の安全や利便性の観点も含めまして、しっかり対応していく必要があると考えております。具体的にはどのようにしていくのかというところは、関係者の意見を伺いながら、今後検討していきたいと考えております。

志村委員 今もトラムの構想を公表して、パンフレットもつくって、ホームページでも大々的にPRをしているのに、そういうところの詰めができていないというのでは、やはり説明するのに私たちも非常に困難です。なので、事業者の方も全てトラムに乗り換えるということになるなら、という前提でいくのか、それとも、トラムの通行する軌道事業でスバルラインにトラムのみが運行するという状況の中でも、許可車両のような形で、例えば物資を運ぶ人が往来することが事業者に限ってできると考えていいのかどうか、その辺りはどうでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 やはり、今、委員がおっしゃったように、例えば許可車両によって通行というところも、一つの案として考えられますが、先ほど言いましたとおり、軌道を適用した場合、基本的には車両の通行が制限されることを踏まえますと、やはりそこは少し慎重に関係者のニーズを伺いながら、こういった手法が取っていけるのかをしっかりと検討していきたいと考えております。

志村委員 かなり苦しいところだと思うのですね。本会議でもこれは鉄道事業になるのか運輸事業になるのかとお聞きしましたら、軌道事業だというお答えだった。ということは、軌道事業は鉄道事業ではない、トラムは鉄道ではないということになるのですか。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 鉄道事業ではございません。

志村委員 そうなると、軌道事業というのは、その軌道法の適用をどのような形で、どういう適用の仕方ですら受けるのでしょうか。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 まず、スバルラインは道路法上の道路でございます。軌道というものは、軌道法において道路の上に敷設すべしと記載がございます。

志村委員 その辺りは一応承知して質問をしているつもりであります、もちろん一般質問でも、道路のように対処しないというお考えをお聞きしています。ということは、軌道事業はこの併用軌道で行われるという理解で改めていいのかどうか。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 御指摘の併用軌道でございますが、道路の上に付設する軌道を併用軌道と言っております。専用軌道という言葉は法令上ございませんが、ゆりかもめのようなものは、ゆりかもめしか通らない、これは新設軌道と呼ばれております。スバルラインの上の軌道は、道路の上の軌道ですから併用軌道になりますが、事実上の閉鎖道路でございますので、トラムの専用という形になってまいります。

志村委員 実際にこれを事業化する段階において、できればその前によく国交省とも協議、検討していただいて、併用軌道で仮にやるとして、軌道法の適用がそもそもできるのか、例外規定で適用ができるのかもしれないのですけれども、そういった場合には逆に許可車両が走れるだろうと想定するわけです。

私は、はなからトラムをやめろという認識で言っているわけではなくて、これはどのように運用を解釈して、そして新たな事業としてトラムの運行の可能性を検討されているのかをお聞きしたいわけです。ハイブリッド道路のような言い方もしますけれども、道路と軌道を併用して今までにない新しい新交通システムというのは、まさにそういうことだと思っております。

そういう意味でトラムの位置づけを捉えて可能性に挑戦しているのだと理解もできると思っております。だから説明をしたり、県民の皆さんにトラムとは何ぞやというのを紹介していくときに、しっかりとその辺りのところが揺らがないように説明をしていただかないと、できるという見込みだけで納得していただくのはなかなか難しいのではないかと思います。

もう一つ、来訪者管理というところが大きなテーマになっております。答弁を一般質問のときには聞けなかったわけですが、来訪者管理の担当部署として、山梨側の5合目に、年間来訪者数がどれぐらいかというのを把握しているのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 富士山の来訪者数につきましては、観光文化・スポーツ部で行っております観光入込客統計調査から、その数を把握しているところでございます。

志村委員 把握している数は何人ですか。

栗田山梨・富士山未来課長 直近の令和5年度のデータでいきますと、5合目までの数で、山梨県側で、18万人と聞いております。

志村委員 18万人は、5合目より上に行く登山者数なので、5合目の来訪者数をお願いします。

栗田山梨・富士山未来課長 失礼しました。180万人と聞いております。

志村委員 そうすると、年間180万人の中に、5合目より上に登る18万人の登山者も含まれているという理解でよろしいでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 含まれていると考えております。

志村委員 コロナ禍前のピークのときには、500万人ぐらいという数字もお聞きしたことがあります。今の時点でトラムを300万人という想定で構想が示されているのですが、180万人だとトラムにする必要がありますか。どうでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 令和5年、180万人という話をしましたけれども、コロナ禍以降、やはり登山者数や5合目への来訪者数は毎年増えていると考えております。また、近々令和6年度の入込客数も出ると思いますが、当然また増えてくるのではないかと考えておりまして、やはり来訪者管理はしっかりしていく必要があると考えています。

和泉富士山未来・次世代交通統括官 補足をさせていただきますが、昨年度の調査で使いました300万人、これは来訪者の目標ではございません。アンケート調査の結果、1万円の運賃で富士山に来たいという人が300万人、その300万人を運ぶために使ったシミュレーションの値であります。

志村委員 そうすると、300万人というのは数字としてはあまり参考にしないほうがいいのかなという印象も受けますけれども、一番ピークと言われる夏山期間中、マイカー規制期間中の来訪者数は180万人のうちのどれぐらいと見込んでいますか。あるいははっきり分からないかもしれないけれども、もし試算している数字があればお願いします。

栗田山梨・富士山未来課長 すいません、把握しておりません。

志村委員 そうすると、今後重要になってくるのが、180万人が多いということになれば、これを少しでも減らしていくという考え方が成り立つと思うのです。環境保全、来訪者管理という観点から、どのぐらいの5合目の来訪者数が適切だと考えてトラムの構想を出

しているのか。今の時点で想定している5合目の来訪者の人数はどれぐらいでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 今、我々としても、何人というところの目標はなくて、その数については、静岡、山梨、両県と国を含めた協議会の中での議論を踏まえて、いずれ示されるものと認識をしております。我々としてはそこで示された数字を基に、来訪者コントロールを行っていきたいと考えております。

志村委員 分かりました。リニア山梨県駅の乗降客数みたいなもので1万3,000人など数字が出たこともありましたが、実際にはやってみないと分からないところもあると思いますし、富士山の場合は考え方としてできるだけ来訪者を減らしたい。だからトラムにしてその来訪者コントロールをする。そうするとある程度、富士山5合目には100万人以下ですよとか、150万人以下ですよとか、そういう数字があって初めて、今のままだったらそれよりオーバーしてしまうので、新たな交通システムを導入しなければならないということになるはずだと思うのです。

そのところが一番肝腎なところで、仮に夏山期間中に100万人で、それ以外の時期に80万人を前後に振り分けて、180万人になったとして、トラムに切り替えた場合、影響もないとはおっしゃっていたけれど、私は影響があるのではないかという思いもあります。それで果たしてトラムが営業してマイナスにならずにやっていると見込めるのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 トラムの採算性につきましては、今年行っております基本計画の中で調査を行っているところでございます。先ほど来訪者数のところで数はまだ決まっていないというところだったのですけれども、やはりこれまでの来訪者数など、そういったところから受託業者でもシミュレーションしながら、やはり当然事業を行うからには採算性があることは大前提になりますので、その辺りの分析を行っているところでございます。今年度調査をして、来年度の早いうちには基本計画をお示したいと考えておりますので、その中でその辺りの話ができればと考えております。

志村委員 とらぬ狸の皮算用と言われてもいけないのですけども、やはり数字はある程度はじいておかないと、5合目の事業者も今より観光客が減るのかということに対して、環境保全やエコモスからの勧告への対応ということから理解をしなければとなるのか、それから富士山に登山も含めて5合目に行きたいという方も、高い料金を払ってでも行こうとなるのかは、ある程度数字が必要で、そこはきちんと示していく必要があると思います。

私、スバルラインのマイカー規制期間中、今年69日ぐらいあったかと思うのですが、通行台数を一応69日間で試算しました。ただ、車は乗用車から中型車、大型車、特大車、いろいろありまして、乗車定員が100%で運行しているとは限らないので、ある程度最大と最小と中庸な数字を取って、中庸な数字で計算してもおよそ100万人です。100万人来たとして、期間中の1日平均は1万4,500人ぐらいになります。そうすると、トラムは最大120人の輸送ですから、これで午前4時から20時まで1

6時間走らせて、およそ8分間隔で走らないと乗降時間も含めて難しいと思います。これが半分であればその半分と単純にいけますけど、バスだったら1時間に18台走らせるという試算が出て、もっと高い高位推計と低位もやりましたけれど、一応通行量全部の方がトラムに乗り換えたとしても、やっぱり100万人運ぶというのはかなりタイトな運行をしなければならないと理解ができると思います。

そういう意味で、いろいろ数字をシミュレーションで出していただいて、県民の方々に必要な情報を提供しながら、本当にトラムでいいのかどうかをお伝えしていただけたらと思います。1車体が1億4,500万円の車体が6つも連なって走る。仮にスバルラインを走るとしても、それを県内でさらに走るのかということ、なかなか難しいと思う。なので、県内を走る想定で最後に1つ聞きたいのですけれども、3両で1編成で、先頭と後ろに運転席があるということで、これだけで30メートルなので、一般道を30メートルで走るのはなかなか難しいと思うのですけれども、二次交通として県内で走る想定をした場合は、何両で走るのでしょうか。

栗田山梨・富士山未来課長 我々、今、基本計画として詳細に調査をしているところは、麓から5合目までになります。いずれ県内各地に広げたいという構想がありますけれども、当然今委員のおっしゃるとおり、いろいろな制約等もありますので、そこは別途、しっかり検討していかなければならないので、今、3両で走らせるかとか、そういうところはまだ考えていない状況でございます。

向山委員長 所管事項の審査を終了します。指定管理施設及び出資法人の調査の先ほどの資料について、いかがでしょうか。

(国際交流協会について)

石田国際戦略・自然首都圏推進課長 2003年4月に山梨県立国際交流多文化共生センターが開設され、従前稼働していたパスポートセンターが閉鎖されることになりました。そして、この協会の事務所も同センター内に移転することに伴いまして、この多文化交流促進推進事業費は、国際交流多文化共生センター運営事業委託の中に統合されたことになって数字としてゼロ、ただ一方で事業としては継続しておりますので、事業実績は上がってきているという状況になっています。

(山梨総合研究所について)

小俣政策調整グループ政策参事 名取委員から御指摘のありました外部委託費の内訳につきましては、担当職員が法人に赴き、調査しているところでございます。本日中に資料を提出させていただきます。

(リニア見学センターについて)

有須田リニア・次世代交通推進課長 志村委員から御指摘がありました令和6年度の納付金の関係ですけれども、令和3年度の末に、コロナの関係で事業計画を見直しまして、収入額が支出

額を上回った場合に還元させるという変更協定が結ばれておりました。令和6年度からはこの還元条項が廃止されたということで、還元額がゼロ円となっているところでございます。

志村委員 先ほどの目標値と利用者の合計云々という説明内容については、どのようにすればいいですか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 すみません、不正確な説明でした。今、申し上げた説明が正しい説明となっております。

志村委員 では、目標値と利用者数の合計は、県に納付する納付金が発生するか否かには関係ないということでしょうか。

有須田リニア・次世代交通推進課長 細かい確認をさせていただきたいので、改めて確認してお答えさせていただければと思います。今日中に回答をさせていただきます。

志村委員 お手数をおかけしてしまっていることになっているかもしれませんが、令和5年度も令和6年度も、私の読み方が間違っていなければ、収入額よりも支出額のほうが少ないということで収益が出ている。収益が出ているので県への納付金があるのかなと思ったのですが、改定に基づいて県の納付金が発生する、しないというのが判断されているということかというと、令和5年度は発生していて、令和6年度は発生していないのはどういうことなのか、理解力が足りなくて申し訳ないのですが、分からなかったのでお聞きをした次第です。よろしく申し上げます。

## 主な質疑等 警察本部関係

### ※所管事項（指定管理施設及び出資法人）

質疑

（暴力団離脱希望者に対する援助活動について）

名取委員 事業報告書4ページで、暴力団離脱希望者に対する援助活動ということで、希望者に社会復帰対策に関する指導等を2回実施したとありますが、どのような内容であったか教えてください。

樋川組織犯罪対策課長 2回とも同じ内容になりますが、甲府刑務所へ職員が赴きまして、受刑者に対して、社会復帰に向けた仕事先など、どのような支援活動があるかを教示してまいったというのが主な活動になります。

名取委員 6ページの計算書の中の計上費用で、離脱者支援活動事業費ということで執行があつ

たと書かれています、これは今の2回行ったという指導と関係があるのでしょうか。どのような内容であったか教えてください。

樋川組織犯罪対策課長 暴力団から離脱を希望する者に対して、警察と連携を取りながら、社会復帰に向けた指導を行っております。暴力団離脱者が二度と暴力団に戻らないためにも、仕事に就き、職場に定着して責任ある生活を送ることが重要であります。当法人が事務局となって、暴力団離脱者社会復帰対策連絡会を開催し、関係機関、団体と意見交換を行うなどして、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保に努めていると承知しております。

名取委員 今、事業をどういう趣旨でやっているかという説明だったと思うのですが、この事業費そのものはどういうものに充てられているかをもう少し具体的にお願ひします。

手塚会計課長 その予算の中身ですが、社会復帰アドバイザーという職員がおりまして、その者に対する基本報酬、これが200万円余、また、期末勤勉手当、社会保険料、旅費等、こういった予算計上となります。

(委員会終了後、執行部から内容に誤りがあり次のとおり訂正したい旨の申し出があった。「離脱者支援活動事業費は、当法人が事務局となって開催する暴力団離脱者社会復帰対策連絡会における資料の印刷製本費のほか、センター職員の給料手当及び福利厚生、事務所の賃借に要する費用であります。」)

名取委員 分かりました。次に、同じページですけれども経常収益のほうで、全国暴追センター助成金が当年度はなかったのですが、100万円マイナスになっていて、これがなぜかということで、センターへの運営への影響が生じるのではないかと心配されますが、説明を求めます。

樋川組織犯罪対策課長 この100万円にあつては、令和5年度は全国の県民運動が山梨県で開催されたために、山梨県の暴追センターに対して100万円がそのときだけ支給されたというものでありまして、令和6年度、本年度は県民大会がありますが、全国の舞台にはなりませんので、それがございません。通常どおりの運営費の中で十分にやっていますので、全く問題は生じないと承知しております。

#### ※所管事項(その他)

質疑

(警察学校の機能強化について)

藤本委員

それでは、山梨県の警察学校の機能の強化についてお聞きします。

山梨県警察学校は、同期との共同生活や訓練を通じて、協調性を育み警察組織の一員

としてその自覚が育まれていると考えます。言わば、本県の警察組織の土台をつくる場所だと考えます。そこで、警察学校の機能の強化のための環境整備は、目先の問題解決だけでなく、将来の本県警察力を育てるための大切な投資だと考えますので、順次お伺いします。

現在、本県警察学校は、老朽化が進んでいる施設もあり、学生の生活や学びの場として、機能の向上や改修を進めることが必要となる部分もあると思います。警察学校など教育施設の改修に要する経費は、警察法第37条第1項及び同法施行令第2条の規定により、国が負担するものと承知していますが、日常生活に直接関わる設備の老朽は、学生が安心して学ぶことができず、訓練に集中しにくい要因になりかねないと考えます。

そこで、初めに、本県警察学校の現状についてお伺いします。

手塚会計課長 警察学校は甲斐市西八幡に所在し、広大な敷地の中に校舎や学生寮、道場、食堂、大浴場からなる厚生棟のほか、射撃場や体育館が設置されております。校舎や厚生棟、学生寮は、建築年数が20年未満と比較的新しい建物となりますが、委員御指摘のとおり、複数ある学生寮のうち一部は築年数が45年を経過し、体育館は34年を経過するなど、老朽化が進んでおります。

このことから県警察におきましては、予算を所管する警察庁に対しまして、施設改修に必要な経費を要求しているものであり、令和6年度には体育館の雨漏りの改修と教場のエアコンの改修を行い、今年度は暑熱対策といたしまして、学生寮のエアコンの改修や道場にエアコンを新たに設置するなど、所要の改修や設備の拡充を図っております。さらに、射撃場屋根の防水及び空調設備の改修につきましても、今年度初めに予算要求を行っているところです。今後も、警察学校の快適で機能的な環境整備に努めてまいります。

藤本委員 現状については分かりました。

一方で警察業務は年々複雑化、高度化し、それらに対応するための教養も大きく変化してきている中で、警察官に求められる役割が非常に高まっていると思います。

また、近年ICTといった情報通信技術やサイバー犯罪の知識、また技能を学んだり実際の事件現場や大規模災害を想定した実践的な訓練ができるような施設や訓練場所が必要だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

内藤警察学校長 本校にはICTといった情報通信技術や、サイバー犯罪の知識や技能を習得するために使用するOA教室が設置されております。OA教室には、複数台のパソコンが整備されており、若手警察官やサイバー犯罪対策に特化した警察官が、パソコンを使用して実践的な教養訓練を行っております。

また、本校敷地内には、事件現場を想定した実践的な訓練をするための一般住宅を模した建物があり、同所を利用して現場鑑識活動や捜査要領などの訓練を行っております。そのほか本校グラウンドでは、大規模災害を想定した救出、救助訓練を行うなど、若手警察官に対する、より実践的な教養訓練に努めております。

藤本委員 常に時代に即した実践的な訓練ができるよう、施設また訓練場所の更新を願います。また、警察学校での教養訓練への集中力、また意欲を高めるためには、学校の快適な生活環境のほか、学生が心身ともに健康な状態でなければならないと思います。そのためメンタルヘルスの対策として、悩みを抱えた学生の相談に乗れるような施設の整備も必要かと考えますが、御所見をお伺いします。

内藤警察学校長 本校では、学生の心と体の健康管理対策として、本館に健康管理室が整備されております。健康管理室では、学生の担当教官のほか、学生などが不安や悩みの早期解決に向けた支援を行う職員であるピアサポーターが、学生からの学校生活の悩みの相談を受けるなど、気軽に相談できる環境づくりに配慮しております。

藤本委員 引き続き、学生のメンタルヘルス対策に継続して力を入れてもらいたいと思います。そして、警察学校に、今後、新たな施設の建設、または整備が行われることにより生活環境が改善され、学生のモチベーションはもとより、よりよい人材の定着、また本県警察官として志望者、志願者の増加に寄与すると考えます。また、訓練施設などの整備により、現場に直結する実践的な教養訓練や現場対応力の向上も期待でき、即戦力として活躍できる警察官の育成につながると考えますが、御所見をお伺いします。

内藤警察学校長 警察官に求められる職務執行は、その時々々の社会情勢により変化しておりますが、本校では警察庁の教育方針にのっとり、真に職責を自覚させ、使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の習得及び体力、気力の錬成を図り、適正に職務を遂行しうる警察官を育成するための教養を行っております。警察学校の施設の新設や整備については、国庫支弁に関わることでありますので、警察庁や関係機関と連携していかなければならない部分もありますが、本校としてはこれからも基礎的教養訓練の継続とともに、即戦力として一線で活躍できる警察官を育成するため、現場を想定した実践的訓練などを行い、若手警察官の育成に努めていきたいと考えております。いずれにしましても、委員御指摘のとおり警察学校の生活環境の改善により、学生の効果的な育成や警察官志望者の増加が期待されることから、引き続きその環境整備に努めてまいります。

藤本委員 この警察施設整備は大変重要だと考えます。県外から高く評価されています本県の警察行政、それは本県の治安のよさを支え、県民の生活の安全を確保しているためだと考えます。子供たちから憧れの職業としてだけではなくて、このような日々の訓練、たゆまぬ努力、それによって支えられていることを、私たちは忘れておりません。加えて、昨日、一昨日と行われました私の地元、南アルプス市の古市場で、おみゆきさんというお祭りに出させていただきました地元の駐在員の方は、警備だけではなくて、警

備が終わった後の片づけにも進んで関わってくれるなど、地元の住民にとって同じ地域住民という存在であり、身近なおまわりさんで親しみやすいとの声も、昨日の直会の後で出ていました。

警察行政を支えているのは、このような一人一人の本県の警察官です。その警察官を育てる場が警察学校だと考えます。本県警察官が今後の変化に対応し続けるためにも、警察学校の機能のさらなる向上について、引き続き、ぜひ前向きに推進することを期待しまして、終わります。

**主な質疑等 総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係**

(高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係の答弁)

向山委員長 さきほどの所管事項の審査の中で、名取委員及び志村委員が説明を要求しました山梨総合研究所及びリニア見学センターについて、執行部から説明を受けることとします。

小俣政策調整グループ政策参事 さきの委員会で、名取委員から御指摘のありました事業報告書5ページの各種委員会での委員派遣、講師紹介など件数多数の件でございますが、委員派遣は23件の各種委員会等に研究員が委員として就任しております。講師紹介につきましてはその都度対応している状況でございますが、件数としては取りまとめていないとのことです。法人としての業務でありますので、件数については把握に努め、事業報告書に掲載するよう法人を指導してまいります。

続きまして、8ページ。正味財産増減計算書の外部委託費の減少要因と、その内訳等についてでございますが、さきの委員会でも説明したとおり、外部委託費につきましては、令和5年度の36件から令和6年度の26件と、受託件数が減少しております。それに伴いまして、受託事業収益も1,500万円余り減少しています。この受託件数の減少と併せて、施設現況調査、不動産鑑定評価と費用を要する外部委託が令和6年度はなかったため、外部委託費も減少しております。

なお、受託件数、令和5年度の36件中、一部外部委託を出したものは12件、令和6年度26件中、一部外部委託を出したものが6件となっており、計画策定業務などを外部発注し丸投げしている事例はございません。

有須田リニア・次世代交通推進課長 先ほど志村委員から御指摘のありましたリニア見学センターの概要説明書の5ページの記載について回答いたします。

コロナを踏まえまして、令和2年6月から令和5年度にかけては、収支が上回った場合に50%を県に還元するものという、還元協定のようなものが協定書の中にごさいました。この表を見ていただくと、令和2年度については収支差額がプラスになってはいるのですが、こちらは令和2年度の年度初めに雇用調整助成金や持続化給付金などがございまして、そこの関係でプラスになってはいるものの、令和2年度6月以降は全て赤字となっておりまして、令和2年度6月以降については、この還元協定を適

用するとしたものでございます。

令和6年度からにつきましては、新型コロナウイルスが5類に移行したということもございまして、この還元協定を削除しております。そのため、還元金は発生しないものとなっております。

名取委員

法人まで出向いて調査いただいたということで、ありがとうございました。

一応確認ですけれども、市町村などから業務受託をした計画策定において、その基となる施設現況調査や不動産鑑定評価などについては、外部委託をすることはあるけれども、計画策定そのものを丸投げして委託するようなことはやっていないということでしょうか。

小俣政策調整グループ政策参事 委員御指摘のとおり、計画策定業務自体を丸投げしているという事例はございません。

**※第 91 号 山梨県住民基本台帳法施行条例中改正の件**

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 92 号 山梨県県税条例中改正の件**

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※第 96 号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

（カスタマーハラスメント防止対策事業費について）

望月（勝）委員 カスタマーハラスメントについて、最近こういう言葉がよくテレビ新聞等でも見るわ

けでございますけれど、県庁内において職員が安心して働くことできる環境づくり、そういうことの中でカスタマーハラスメント防止対策を取り組もうということでございますが、この内容を見ますと、AIなどを取り入れてやっていきたいということでございますが、まずその背景をお伺いします。

矢ノ下働きやすい職場づくり支援室長 カスタマーハラスメントについてでございますが、この6月に国で労働施策総合推進法が改正されまして、事業主に対して雇用者をカスハラから守るための措置を講じることが義務づけられたところでございます。

また、昨年11月から12月にかけて私どもの方で職員向けにアンケートを実施いたしました。その中では回答者のうち約55%がカスハラにあったことがあるという回答でございまして、併せてその内訳として、その回答があったうちの85%が電話対応時であったという回答を得たところでございます。

このような状況下で、職員が安心して働ける環境を整えて、質の高い行政サービスの提供を行っていくためには、電話対応につきまして、その負担を軽減する措置が必要なのではないかと考えたところでございます。

そこで今般、補正予算としてその対策に要する費用を、お願いさせていただいたところでございます。

望月（勝）委員 職員の中には50%強がカスハラを受けたということ、またその中で80%ぐらいが電話対応時という状況になっている。カスタマーハラスメント防止対策事業として、今後どのような対応していくのか、また現在その庁舎内でそのような事態があったのかどうかお聞きします。

矢ノ下働きやすい職場づくり支援室長 今後どう進めていくかというところでございますが、1つには録音対策の強化ということで、通話の録音を行うとともに、通話前に録音を行う旨の告知メッセージを流すという機器を全庁的に導入するところでございます。

2つ目は、県ホームページによる情報提供を強化し、電話に代わる県民の皆様からの問合せ手段を強化するものとして、県民の皆様からいただいたお問合せに対して、その質問に対して直接的で分かりやすい説明を行うAIを導入するところでございます。

本県におきまして実際にどういう事例があったかというところですが、具体的な件数についてはまだ把握はしていませんけれども、カスハラ行為があった場合には、当室の方に相談が来ることになっておりまして、その中で今年度も複数件、各所属からカスハラが疑われるのではないかとということで、私どもの方に報告をいただきまして、原課と相談をさせていただきながら対応させていただいているところでございます。

望月（勝）委員 働きやすい職場づくりということで、職員の皆さんが安心して働ける職場づくりができるような対策を取られるというわけですが、これによってどのような事業的な効果が出るのか、お伺いします。

矢ノ下働きやすい職場づくり支援室長 まず、電話の録音機能に関しましては、対応記録を残すことで、言い分の食い違いを防止できる、この結果として、職員の心理的な負担が軽減され、ひいては毅然とした対応を取りやすくなるのではないかと考えております。

また、自所属の判断で、個別に録音機器を導入した例が既にございますが、こちらにつきましては、録音する旨の事前のアナウンスによりまして、カスタマーハラスメントの疑われる行為をした方の態度の軟化ですとか、通話時間の短縮、通話終了といった効果が確認されておりました、カスハラを抑止手段になるのではないかと考えております。

また、職員といたしましても、県民の皆様との通話対応記録を自身が振り返って聞くことによりまして、自身の対応と向き合う教材とすることを考えております。これによりまして、誠実な対応するようにとの意識が働いて、結果的に行政サービス、コンプライアンスの上昇につながるのではないかと考えております。

さらにもう1点、生成AIについてでございますが、カスハラに至る経緯は様々でございますけれども、このうちの1つが、欲しい情報が即時に得られない不満や苛立ちというものが背景にあるということを考えております。現に広聴広報グループにも、県のホームページがなかなか分かりにくく、目的の情報にたどり着きつかない、ということでご意見を頂戴した例もあると聞いております。

そこで電話に代わるものとして、県民からのホームページを使った問合せに対して、知りたい情報を直接的にかつ分かりやすい形で、提供することによりまして、不満ひいてはカスハラ行為を減少させることができるのではないかと考えております。

これらの施策を通じまして、職員が安心して業務に集中できる環境を整備することができ、行政サービスの質を向上させることにつながるのではないかと考えております。

望月（勝）委員 行政サービスの向上ができるような体制を作っていただきたいと思っております。

名取委員 望月委員の質疑に対して関連でお聞きします。

先ほど答弁で、既に一部で導入しているという答弁があったのですが、これはどこの部署でしょうか。

矢ノ下働きやすい職場づくり支援室長 昨年の12月に各所属に対しまして、私どものほうからカスハラ対策の一環として、電話機に直接設置できるタイプの録音装置を各所属の判断でつけることができる旨、通知をさせていただきました。そこに併せまして設置した場合には当室に、あるいは既に設置済みのものについても、当室に連絡をしてほしいということに依頼をしておりました、その結果によりますと、現時点で9所属が既に電話機に直接設置するタイプの録音機を備えているところでございます。

具体的には私ども人事課、あと広聴広報グループ、あと富士山保全・観光エコシステム推進グループなどということになります。

名取委員 多分そのうちのどれかだと思うのですが、私、直接外線から電話させていただいて、録音しますというメッセージが流れました。ただ冒頭に、こちら山梨県庁ですなどとい

うアナウンスがない。だから、どこに掛けたのか一瞬戸惑ったのですけれど、市町村だと、かけると、「はい、こちら何々市役所です」というアナウンスが入ってから「録音します」というのが流れるのです。そこは今度の抜本的なシステム導入に伴っては、当然、山梨県庁ということがまずはアナウンスされる必要があると思うのですが、そこはどのような考えでしょうか。

矢ノ下働きやすい職場づくり支援室長 ただいま御指摘いただいた内容等につきまして、細かいメッセージ、アナウンス等は、こちらの導入時にユーザー側で設定ができると聞いておりますので、今、いただいた御指摘などを基に、メッセージにつきましては、当然どこにお電話をかけられているかが分からないのは、やはり私どもも困ると思っておりますので、きちんと対応してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて**

意見

名取委員 私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

10月1日から3,000品目を超える食料品が値上げとなりました。物価高騰が生活を一層追い詰めている事態になっていると思います。一方で、9月20日、21日実施の毎日新聞の世論調査では、73%が消費税減税を求めているとありました。また、自民党総裁選が行われた中での世論調査では、9月27日、28日の共同通信のものですが、自民党支持層への世論調査でも、景気対策のトップが消費税減税となっております。物価高騰対策として、消費税減税を望む世論は明らかだと思えます。

本請願が提出されたのは2年前です。そして、今年の10月で消費税のインボイス、適格請求書の発行制度が開始から2年となりました。この2年間、フリーランスや個人事業主、建設現場のいわゆる一人親方、俳優やアニメーター、漫画家などの方たちは、売上げ1,000万円以下のいわゆる消費税免税業者だったわけですが、インボイスに振り回されてきたと思います。

例えば、売上げ300万円のフリーランスがインボイスを発行する課税事業者として税務署に登録をすると、ゼロだった消費税を10万円支払うこととなります。課税業者にならない場合は、取引相手が消費税をかぶるため契約が来ない恐れもあり、実際には廃業した方もいらっしゃると思います。

7月の参院選で、消費税減税とインボイス廃止を公約した政党が多数となりました。また、ガソリン税についても、与野党を超えて暫定税率の廃止の声があり、臨時国会の

焦点の一つとなっています。臨時国会を控え、今が意見書を届ける絶好のタイミングです。よって、この9月議会での請願の採択を求めたいと思います。

加えて、山梨県議会基本条例第19条では、議会は県民の意思を的確に把握し県政に反映させるため、次に掲げる方法について県民の議会活動への参加を推進するものとして、提出された請願及び陳情を県民による政策提案と捉え、誠実な処理を行うと述べています。

内容如何に関わらず、県民が提出した請願を2年間にもわたって継続審査とすることは、誠実な処理とは言えません。今日の委員会では、議員全員の方が意見を述べた上で、誠実な採決を行うことを提案し、私の意見とさせていただきます。

藤本委員

請願第5－8号、ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて、継続審査の立場から意見をいたします。

まず、ガソリン税につきましては、現在、国において暫定税率の廃止に向けた与野党協議が進められており、今年11月の廃止を目指す本案も提出されています。しかしながら、暫定税率の廃止には、年間約1兆円の税収減が見込まれ、道路整備などの財源確保や地方財政への影響が指摘されています。また、補助金の拡充による価格調整策も検討されていますが、財政負担の増加や基金の枯渇リスクも懸念されるなど課題も多く、慎重な検討が必要です。

また、消費税については、消費税は景気の変動に左右されにくい安定的な財源であり、地方消費税として、本県財政や市町村財政にとっても重要な基幹税目となっています。消費税率の引下げについては、国におきましても慎重な議論が続いており、社会保障財源や地方財政への影響も大きいことから、引き続き国の動向を注視する必要があります。

また、インボイス制度については、適正な課税と取引の透明性確保の観点から導入されたものであり、制度開始後も中小事業者への支援策や経過措置が講じられています。現時点で制度の廃止を求めることについては、国の議論や制度運用の状況を見極める必要があると考えます。

以上の状況を踏まえ、本請願については、国の最新の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考え、従いまして、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論

名取委員

本請願を採択すべきという立場で、先ほど趣旨を述べました。本委員会での採択を取っていただいて、私も賛成したいと思います。よろしく取り計らいをお願いいたします。

藤本委員

先ほど、請願の継続審査の意見を述べさせていただきましたので、委員の皆様におかれましても、この思いを御判断いただければと思います。

採決

採決の結果、起立多数により継続審査すべきものと決定した。

※請願第6－4号 山梨県上空で行われている米海兵隊の空中給油訓練に関することについて

意見

名取委員

私は、本請願を採択すべきという立場で発言いたします。

本請願は昨年6月定例会に提出されましたが、5回の定例会にわたって継続審査とされています。私はこれまでの総務委員会での継続審査を求め、繰り返されていた委員の発言について、さきの6月定例会の本委員会におきまして2点から反論を行いました。

内容を端的に申し上げますと、請願が求めているのは、空中給油訓練を行わないように、県議会として国に意見書を提出することであり、県当局の対応は理由にならないということ。もう一つは、外交及び安全保障は国の専権事項ということを理由にしていることについても、米国の関税措置への対応の例にあるように、国任せでなく県としても行動しており、これも請願を見送る理由にはならないことを述べました。

以上のことを指摘いたしまして、もし同じ理由で継続審査にすべきという方につきましては、ぜひ明確に反論いただきたいと申し上げましたが、残念ながら、その後も同じ理由での継続審査にすべきという意見が出されておりました。本当にこれでは前に進みませんので、今日はぜひ明確に反論していただきたいと思います。

加えて、先ほども述べました山梨県議会基本条例の第19条では、提出された請願及び陳情を県民による政策提案と捉えた誠実な処理を行うと述べておりますので、内容如何にかかわらず、県民が提出した請願を5回にわたって継続審査とすることは誠実な処理とは言えません。今日の委員会では、全議員が発言をし、誠実な採決を行うことを提案させていただきます。

桐原委員

請願第6－4号の請願に対して、継続審査の立場から意見を述べさせていただきます。

米軍の空中給油訓練については、過去の国会答弁でも陸地上空で実施しないとの確認がなされており、県民の安全や不安に配慮した運用が求められていることは十分に理解しております。一方で、米軍の空中給油やその運用に関わる事業は、日米間の合意や国の防衛施策、外交、安全保障に関わる国の専管事項とされており、かつ我が国の防衛及びアジア太平洋地域の平和の維持に寄与するものであります。県民の安全安心の確保は最大限考慮されるべきですが、現時点では国においても米軍に対し適切な対応を要請している状況であり、今後の国の対応や協議の行方を注視する必要があると考えます。

したがって、本請願について、国の動向や今後の状況を見極めながら、引き続き慎重に審査をしていくべきだと考えます。よって、本請願を継続審査とすべきと考えます。

志村委員

今回、継続審査すべきか否かということで、意見の発言をさせていただきます。

まず、この総務委員会で8月に県外調査に行きまして、佐賀空港を視察しました。空港に隣接して、今年の7月9日に陸上自衛隊佐賀駐屯地が開庁しまして、木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイ全17機が、8月12日に移駐を完了しています。防衛省が佐賀県にオスプレイの配備を要請してから、11年かけて開庁したということに

なりますけれども、当然、佐賀県内でも賛否が分かれまして、反対運動も起こり、また一方で推進する県民会議もできて、県民議論が重ねられてきたと承知をしています。

9月7日の開庁の記念式典では、佐賀県の山口知事が、県民の安全安心に関わる重要な課題、時間をかけて丁寧に対応してきたと述べたという新聞報道もありました。佐賀県議会でも、最終的に平成29年12月に防衛省の要請を受け入れる決議をして、今日の佐賀駐屯地の整備に至っているということのようです。当然、賛否が分かれるテーマですので、佐賀県庁だけではなくて、佐賀県議会としても国に対して安全対策や様々な要望、要請を行ってきているということで、また、もう一つ例を挙げると、島根県には陸海空の自衛隊駐屯地がありまして、ここには空中給油輸送機KC-46Aも配備をされています。島根県についても、県として国に要望も出していますし、議会としても要望を出しているということで、こうした県民の安全安心に非常に関わる、また国防、防衛というのが国の専権事項であったとしても、県民の代表機関である議会が何らかのアクションをするというのは行われてきているという事例もあるということも、今回、請願審査をするに当たって認識を新たにしました次第です。

そういうわけで、私自身は、今回、継続審査という立場でいますけれども、ただ、ずっと継続をしていくということではなくて、ひとつここは趣旨採択というような形での、この出された意見、この請願をどのように県議会として受け止めるのかという意味では、そのような議論もしてもいいのかと感じています。

そういうわけで、ここで議論をするには時間も材料も足りないと思いますので、そういう意味で、今回継続審査にして、また総務委員会での閉会中の審査も含めて、やはり県民の皆様が心配のないような、そして、また今回、政権も変わるというタイミングで、日本を取り巻く安全保障の環境にも、いろいろと機微な動きもあるのかなと思いますので、空中給油が県民の意向に反して行われることがないような情報の提供をしっかりと求めるであるとか、内容も含めて、そうしたことを県議会として、国に対して意思表示をするということは、その可能性を排除する必要はないかと思いますので、私としては、そのような意見を今回申し上げたいと思います。

名取委員

今、趣旨採択という御意見もありましたが、私は請願の趣旨は明確でありますので、この請願を採択すべきだと改めて申し上げたいと思います。

先ほど、桐原委員から国の考え方、防衛省の見解として、陸地上空では空中給油訓練は実施しないとされているとの御紹介がありました。これについて、前回の委員会でも申し上げましたが、米側は、山梨県上空で行われているのは訓練ではなく運用上の所要だと、つまり実際の空中給油であって、訓練には該当しないと認識しているという回答の立場だと思います。この空中給油訓練でなく、空中給油だから問題ないということは、全く詭弁であると思います。運用上の所要とする空中給油も、私は訓練の一環だということを、今日申し上げたいと思います。

2023年11月20日に、山梨県上空での米軍機の空中給油訓練が目撃をされました。この日、静岡県東富士演習場では、米軍の模擬弾投下訓練が行われていました。静岡県御殿場市に提出された米軍の東富士演習場使用計画では、11月20日から22

日、11時から14時までの間、4機のジェット機が演習場上空を飛行、模擬弾投下を含むと通知されています。まさに空中給油も、こうした訓練の一環でありまして、請願が求めるところの空中給油訓練の中止というのは、こうした実態を踏まえたものだと思います。

何より日本政府と米軍の間で確認をしている陸地上空では実施しないという現状に反する事態がこの山梨県の上空で起こっているわけですから、これに対しては明確に中止をすべきだと求めるのは、県民の立場に立った県議会の姿勢として当然であると思いますので、改めて請願の採択を求めたいと思います。

## 討論

名取委員 繰り返しになりますが、山梨県上空で行われている空中給油訓練、日米間の合意にも反し、また県民の命や暮らしを危険にさらす危険なものですので、県議会として明確に中止を求める意見書を提出するためにも、本請願の採択を改めて求め賛成するものです。

志村委員 討論ということで、私、先ほど趣旨採択という考え方もあるのではないかと申し上げました。今回は継続審査とすることに賛成するものですが、島根県の提案を見ても、やはり情報提供、情報開示を、議会としてもですけれども、県としても国に求めているということも、例えば、山梨県議会として山梨県行政に申入れをするということも含めて、意思表示の方法はこの請願を採択する以外にも幾つかあると思います。

そういうことも含めて、しっかりと判断をする材料と、それからどのような意思表示をしていくことが県民の安心安全のために、県議会としてもできるのかということを考えていくことが必要かと思しますので、今回、私は継続審査に賛成の立場で発言をさせていただきました。

桐原委員 継続審査という立場を表明しておりますが、空中給油自体は日米の地位協定に基づき合理的に認められております。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、在日米軍が運用上の所要に基づく空中給油は、我が国の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安全の維持に寄与するものであります。このことを考慮せず、地方自治体が一方的に全面中止を求めることは、私は議会として無責任ではないかと思っております。

訓練の全面中止を求めるよりも、訓練の透明性を高めることによって安全確保を検討していくことのほうが、現実的かつ有益ではないかということで、私の討論とさせていただきます。

採決 採決の結果、起立多数により継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項（その他）

## 質疑

(公募型プロポーザルについて)

名取委員 総務部所管の質疑をさせていただきます。

県の公募型プロポーザルの契約に関して、令和6年4月から令和7年2月にかけて行政監査が行われました。テーマはプロポーザル方式による契約事務は適切に行われているかということで実施をされております。これ以外に、議会側に対しては、プロポーザルについての県議会の意見を踏まえて、評価委員会で2月17日に県議会の指摘を受けた改善ということで議論がされたという経過を一応確認はしているのですが、行政監査の結果を受けて、プロポーザル方式の契約事務について、どのような対応をされたか伺いたいと思います。

水上行政法務課長 名取委員の御質問に対してでございますが、今、おっしゃったとおり、議会に対しては、プロポーザルの評価委員会という形で、プロポーザル実施の適否に関して議論しているところでございます。行政監査に関しまして、こちらの対応につきましては、特段、今の時点では該当するものはございません。

名取委員 この行政監査の結果を受けては、対応していないという答弁でした。行政監査の内容は把握しているのでしょうか。どのような指摘があったか、お願いします。

水上行政法務課長 すみません、行政監査に対する指摘については、こちらは認識しておりません。

名取委員 約1年にわたって、令和5年度のプロポーザル方式による契約を精査した内容が書かれております。多岐にわたって指摘があるので全部は紹介しきれませんが、例えばプロポーザル方式による提案を募集しようとする際は、その内容の周知をしっかりとってほしいということで、トップページに必ず載せるとともに、掲載していないものがあつたから全てを掲載するということを求めているとか、あと企画提案書の提出期限が募集開始日から5日以内だった事例があるので、十分な時間をかけて優れた計画提案がされるように、適切な日数の確保を努められたりとか、さらにプロポーザル方式による随意契約による執行に当たっては、留意事項について出納局管理課が通知を発出し、各所属でそれに沿って行われるけれども、それがしっかり行われるように通知等の見直しについても行ってほしいという指摘もあつたわけですが、全く気にしていなかったということは少し驚きですけども、いいでしょうか。

関口総務部長 行政法務課長は今年度着任で、昨年度の経緯に少し不十分なところがあつたかもしれませんが、この監査の結果については重く受け止めております。今、名取委員からもお話がありましたように、例えばその内容には周知の期間が十分でなかったとか、もしくはプロポーザルを行うに当たっての会議の場に外部の有識者の方々がいらっしやらないとか、こういった内容があつたかと思えます。

こういったところは、先ほど水上から申し上げましたように、私どもで開いていますプロポーザルの評価委員会の中でも、委員から御指摘のあつたところでもございまして、

そこに上げられたものについて、しっかりと外部から意見を聞いているかとか、真にプロポーザルが必要な内容であるかどうかについては、厳格なる審査を行っているところでございます。

名取委員 評価委員会の中ではこの監査の結果を共有して、それも参考にして論議をされているということでしょうか。

関口総務部長 指摘のとおりでございます。

名取委員 詳しい内容については、また機会を改めて聞きたいと思っておりますけれども、やはり注目されている内容ですし、議会としても再三意見を上げている部分ですので、着任からもう半年ほどたつわけですけれども、課長が認識していないという事態は、部長の責任にもなるかと思っておりますので、徹底していただきたいと思っております。

入倉会計管理者 出納局におきまして、先ほど質問の中にございました管理課からの通知という部分がございますけれども、こちらについては、改めましてきちんと業務フローの中で外部有識者を含む形で、プロポーザルの内容について確認を取って、プロポーザルでいくことについて問題ないということを確認してから先に進むということで、見直しまして、全庁に周知を図っているところでございます。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を11月10日に実施することとし、詳細については、後日通知することとした。
- ・ 本委員会が8月6日から8日にかけて実施した県外調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 向山 憲稔